

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 規則

ページ

- 北九州市事務分掌規則等の一部を改正する規則【総務局総務部人事課】 5

◇ 告示

- 徴収事務の委託【保健福祉局健康医療部第2夜間・休日急患センター】 20
- 建築基準法による特定工程及び特定工程後の工程の指定【建築都市局指導部建築審査課】 21
- 徴収事務の委託【環境局循環社会推進部施設課】 24
- 収納事務の委託（2件）【市民文化スポーツ局松本清張記念館事務局】 25
- 特定子ども・子育て支援施設等の確認【子ども家庭局子ども家庭部保育課】 27
- 指定介護療養型医療施設の指定の辞退【保健福祉局地域福祉部介護保険課】 28
- 道路の区域変更【建設局道路部管理課】 29
- 道路の供用開始【建設局道路部管理課】 30
- 道路の区域変更【建設局道路部管理課】 31
- 道路の供用開始【建設局道路部管理課】 33
- 道路の区域決定【建設局道路部管理課】 34
- 道路の区域変更【建設局道路部管理課】 37
- 道路の供用開始【建設局道路部管理課】 56

- 通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路の指定【建設局道路部管理課】 6 3
- 通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路の指定及び当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法【建設局道路部管理課】 6 4
- 国際海上コンテナ車の重量及び長さの最高限度を車両制限令に規定する重量及び長さとする道路の指定及び当該道路を通行する国際海上コンテナ車の通行方法【建設局道路部管理課】 6 5
- 国際海上コンテナ車の重量及び長さの最高限度を車両制限令に規定する重量及び長さとする道路の指定解除【建設局道路部管理課】 6 6
- 令和5年度一般廃棄物処理実施計画【環境局循環社会推進部循環社会推進課】 6 7
- 収納事務の委託【市民文化スポーツ局地域・人づくり部市民活動推進課】 9 7
- 道路の占用制限区域指定【建設局道路部管理課】 9 8
- 収納事務の委託【総務局平和のまちミュージアム事務局】 1 0 4

◇ 公 告

- 都市公園の廃止【建設局公園緑地部公園管理課】 1 0 5
- 都市公園の供用開始【建設局公園緑地部公園管理課】 1 0 6
- 都市公園の名称変更【建設局公園緑地部公園管理課】 1 0 7

◇ 訓 令

- 北九州市会計管理者事務の専決等に関する規程の一部を改正する訓令【会計室】 1 0 8
- 北九州市副市長以下専決規程の一部を改正する訓令【総務局総務部法制課】 1 0 9

◇ 上下水道局

- 北九州市上下水道局の組織及び事務分掌規程及び北九州市上下水道局公有財産管理規程の一部を改正する規程【上下水道局総務経営部総務課】 1 1 2
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告【上下水道局下水道部施設課】 1 1 3

- 特定調達契約の落札者の決定【上下水道局下水道部施設課】1 1 9

◇ 交 通 局

- 北九州市交通局事務分掌規程の一部を改正する規程【交通局総務経営課】1 2 0

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市事務分掌規則等の一部を改正する規則

令和5年度の組織改正に伴い、関係規定を改めることにしました。

主な内容は、次のとおりです。

- 1 市制60周年記念事業を行うため、企画調整局総務調整部総務課内の事務分掌を改めることにしました。
- 2 スポーツによるまちの活性化を図るため、市民文化スポーツ局国際スポーツ大会推進室内の組織を再編し、企画係及び誘致推進係を新設することにしました。

この規則は、令和5年4月1日から施行することにしました。

北九州市事務分掌規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 3 1 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市規則第 1 5 号

北九州市事務分掌規則等の一部を改正する規則

(北九州市事務分掌規則の一部改正)

第 1 条 北九州市事務分掌規則 (昭和 4 3 年北九州市規則第 7 5 号) の一部を次のように改正する。

第 1 条 デジタル市役所推進室 デジタル市役所推進課の項中「行政サービス改革係」を「D X 推進係」に改め、同条企画調整局の項中「地方創生 S D G s 推進部」を「企画政策部」に改め、同条総務局女性の輝く社会推進室の項を次のように改める。

女性の輝く社会推進室

女性活躍推進係

男女共同参画推進係

第 1 条 市民文化スポーツ局地域・人づくり部市民活動推進課の項中「市民活動推進係」を「管理運営係 市民活動推進係」に改め、同条市民文化スポーツ局国際スポーツ大会推進室の項を次のように改める。

国際スポーツ大会推進室

企画係

誘致推進係

第 1 条 市民文化スポーツ局安全・安心推進部安全・安心推進課の項中「防犯・相談係」を「防犯・相談係 都市整備係」に改め、同条市民文化スポーツ局安全・安心部安全・安心都市整備課の項を削り、同条保健福祉局技術支援部地域リハビリテーション推進課の項中「管理係」を削り、同条保健福祉局の項中「新型コロナウイルス感染症医療政策部」を「感染症医療政策部」に、「新型コロナウイルス感染症医療対策部」を「感染症医療対策部」に改め、同条保健福祉局新型コロナウイルス感染症医療対策部感染症医療対策課の項中「感染症医療対策係」を「感染症医療対策係 管理係」に改め、同条子ども家庭局子ども家庭部総務企画課の項中「企画係」を「企画係 監査指導係」に改め、同条子ども家庭局子ども家庭部監査指導課の項を削り、同条子ども家庭局子ども家庭部幼稚

園・子ども園課の項中「新制度推進係」を「利用者支援係」に改め、同条環境局総務政策部環境学習課の項中「E S D推進係」を削り、同条環境局環境監視部環境監視課の項中「大気騒音第一係」「大気係」「大気騒音第二係」を「石綿騒音係」に改め、同条産業経済局地域経済振興部雇用政策課の項中「雇用対策係」を「就業支援係」「調整係」に改め、同条建築都市局都市再生推進部空き家活用推進課の項中「ストック空き家

ク活用係」を「空き家活用係」「老朽空き家対策係」に改め、同条建築都市局設備部電気設備対策係」

課の項を削り、同条建築都市局設備部機械設備課の項中「機械第一係」を「設備調整係」「機械第一係」に改め、「機械保全係」を削り、同項に次のように加える。

電気設備課

電気第一係

電気第二係

設備保全係

第1条港湾空港局総務部総務課の項中「経理係」「経営係」を「経理・経営係」に改め、同条港湾空港局港営部港営課の項中「小倉業務係」「小倉・洞海業務係」「洞海業務係」を「設備係」に改め、同条港湾空港局港湾整備部整備課の項中「設備係」を削る。

第3条危機管理室危機管理課庶務係の項第3号を次のように改める。

(3) 防災に係る他の地方公共団体との連携に關すること。

第3条危機管理室危機管理課防災企画係の項第5号を次のように改める。

(5) 危機管理及び防災に係る消防局その他関係機関との連携に關すること（庶務係の所管に屬するものを除く。）。

第3条危機管理室危機管理課防災企画係の項に次の1号を加える。

(6) 災害による被災者の支援に關すること（庶務係の所管に屬するものを除く。）。

第3条危機管理室危機管理課災害対策係の項中第4号を削り、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 避難情報の発令に関すること。

第3条危機管理室危機管理課災害対策係の項第5号及び第6号を次のように改める。

(5) 防災訓練に関すること。

(6) 警戒避難体制の整備に関すること。

第3条危機管理室危機管理課災害対策係の項に次の2号を加える。

(7) 災害事例の調査研究に関すること。

(8) 南海トラフ地震防災対策推進計画に関すること。

第3条デジタル市役所推進室デジタル市役所推進課の項中「行政サービス改革係」を「DX推進係」に改め、同条デジタル市役所推進室デジタル市役所推進課行政サービス改革係の項第1号を次のように改める。

(1) デジタル・トランスフォーメーションの推進に関する施策の実施に関すること（他局の所管に属するものを除く。）。

第3条デジタル市役所推進室デジタル市役所推進課行政サービス改革係の項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を削り、同条企画調整局総務調整部総務課政策調整係の項に次の1号を加える。

(9) 市制60周年記念事業に関すること。

第3条企画調整局の項中「地方創生SDGs推進部」を「企画政策部」に改め、同条総務局女性の輝く社会推進室の項を次のように改める。

女性の輝く社会推進室

女性活躍推進係

(1) 室の庶務に関すること。

(2) 女性の活躍推進に関すること。

(3) ワーク・ライフ・バランスに関すること。

男女共同参画推進係

(1) 男女共同参画社会の形成の推進に関する施策の企画及び調整に関すること。

(2) 男女共同参画センターに関すること。

(3) アジア女性交流・研究フォーラムに関すること。

第3条総務局人事部人事課人材開発係の項に次の2号を加える。

(7) 職員の研修及び育成に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。

(8) 職員研修施設の維持管理に関すること。

第3条市民文化スポーツ局地域・人づくり部地域振興課コミュニティ活動支援係の項第1号中「課」の次に「（生涯学習課を含む。）」を加え、同項

第5号中「離島振興」の次に「の総括」を加え、同項に次の1号を加える。

(8) 折尾まちづくり記念館の管理運営に関すること。

第3条市民文化スポーツ局地域・人づくり部市民活動推進課市民活動推進係の項の前に次のように加える。

管理運営係

(1) 課の庶務に関すること。

(2) 市民活動団体等の活動の推進に関すること。

第3条市民文化スポーツ局地域・人づくり部市民活動推進課市民活動推進係の項中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号を第2号とし、同条市民文化スポーツ局地域・人づくり部生涯学習課生涯学習係の項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第7号までを1号ずつ繰り上げ、同条市民文化スポーツ局スポーツ部スポーツ振興課スポーツ振興係の項第2号中「及び誘致」を削り、同条市民文化スポーツ局国際スポーツ大会推進室の項を次のように改める。

国際スポーツ大会推進室

企画係

(1) 室の庶務に関すること。

(2) スポーツ大会の推進に関する施策の企画に関すること。

(3) スポーツ分野の国際交流に関すること。

誘致推進係

(1) スポーツ大会の誘致及び開催支援に関すること。

第3条市民文化スポーツ局安全・安心推進部安全・安心推進課の項に次のように加える。

都市整備係

(1) 安全・安心に係る環境整備の企画及び連絡調整に関すること。

(2) 安全・安心な都市環境づくりの啓発に関すること。

(3) モラル・マナーに関すること。

(4) 交通安全対策の企画及び連絡調整に関すること。

(5) 交通安全思想の普及に関すること。

(6) 交通安全推進会議に関すること。

(7) 交通共済に係る連絡調整に関すること。

(8) 山九交通遺児奨学金基金に関すること。

(9) 防犯灯に関すること。

(10) 防犯カメラに関すること。

第3条市民文化スポーツ局安全・安心推進部安全・安心都市整備課の項及び同条保健福祉局技術支援部地域リハビリテーション推進課管理系の項を削り、同条保健福祉局技術支援部地域リハビリテーション推進課障害者福祉系の項中第12号を第13号とし、第1号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 部、課の庶務に関すること。

第3条保健福祉局障害福祉部障害者支援課障害福祉サービス系の項第2号中「総務部地域リハビリテーション推進課」を「他課」に改め、同条保健福祉局の項中「新型コロナウイルス感染症医療政策部」を「感染症医療政策部」に、「新型コロナウイルス感染症医療対策部」を「感染症医療対策部」に改め、同条保健福祉局新型コロナウイルス感染症医療対策部感染症医療対策課の項に次のように加える。

管理係

- (1) 総合保健福祉センターの施設の維持管理に関すること。
- (2) 総合保健福祉センター内事務の連絡調整に関すること。
- (3) 総合保健福祉センター附属駐車場の運営に関すること。
- (4) 使用料の収納に関すること。
- (5) 保健技術者の研修及び育成（市の職員に係るものに限る。）に関すること。

第3条子ども家庭局子ども家庭部総務企画課庶務系の項中第5号及び第6号を削り、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 局の予算及び決算の総括に関すること。

第3条子ども家庭局子ども家庭部総務企画課庶務系の項中第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、同条子ども家庭局子ども家庭部総務企画課企画系の項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同項に次の2号を加える。

- (4) 子育てふれあい交流プラザの運営に関すること。
- (5) 子どもの館の運営に関すること。

第3条子ども家庭局子ども家庭部総務企画課の項に次のように加える。

監査指導係

- (1) 児童福祉施設を運営する社会福祉法人及び児童福祉施設等の監査及び指導に関すること。

第3条子ども家庭局子ども家庭部監査指導課の項を削り、同条子ども家庭局子ども家庭部幼稚園・こども園課の項中「新制度推進係」を「利用者支援

係」に改め、同条子ども家庭局子ども家庭部幼稚園・こども園課幼稚園・こども園係の項第1号中「認定こども園」の次に「（保育所型認定こども園を除く。）」を加え、同条子ども家庭局子ども家庭部保育課指導係の項に次の1号を加える。

(3) 保育所型認定こども園に関すること。

第3条環境局総務政策部環境学習課環境学習係の項に次の2号を加える。

(5) エコライフ事業の推進に関すること。

(6) 市民活動の調整に関すること。

第3条環境局総務政策部環境学習課ESD推進係の項を削り、同条環境局
企画調整係

環境国際部環境国際戦略課事業化支援係 の項第2号中「アジア低炭素化セ
国際連携推進係

ンター」を「アジアカーボンニュートラルセンター」に改め、同条環境局環
境監視部環境監視課企画調整係の項に次の1号を加える。

(6) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する
特別措置法（平成13年法律第65号）に関すること。

第3条環境局環境監視部環境監視課の項中 「大気騒音第一係
大気騒音第二係」 を「大気係

」に改め、同条環境局環境監視部環境監視課 大気騒音第一係
大気騒音第二係 の項第3号中「

届出」の次に「（大気に関するものに限る。）」を加え、同項第4号中「届
出」の次に「（大気に関するものに限る。）」を、「受理」の次に「及び審
査」を加え、同項第5号中「、騒音及び振動」を削り、「限る。）」の次に
「の受理及び審査」を加え、同項第6号及び第7号を削り、同項第8号中「
、騒音、振動」を削り、同号を同項第6号とし、同項第9号中「、騒音、振
動」を削り、同号を同項第7号とし、同項第10号を削り、同項の次に次の
ように加える。

石綿騒音係

(1) 石綿、騒音及び振動に係る環境の監視に関すること。

(2) 大気汚染防止法に係る届出（石綿に関するものに限る。
）の受理及び審査に関すること。

(3) 騒音規制法（昭和43年法律第98号）及び振動規制法
（昭和51年法律第64号）に係る届出の受理及び審査に関す
ること。

(4) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に係

る届出（騒音及び振動に関するものに限る。）の受理及び審査に関すること。

（５） 北九州市公害防止条例に係る届出（騒音に関するものに限る。）の受理及び審査に関すること。

（６） 公害発生源の監視指導（石綿、騒音及び振動に関するものに限る。）に関すること。

（７） 公害に関する苦情及び要望の処理（石綿、騒音及び振動に関するものに限る。）に関すること。

第３条環境局環境監視部環境監視課水質土壌係の項第２号中「昭和４５年法律第１３８号）」の次に「及びダイオキシン類対策特別措置法」を、「届出」の次に「（水質に関するものに限る。）」を加え、同項第３号中「許可等」を「許可並びに届出の受理及び審査」に改め、同項第４号中「係る」の次に「許可並びに」を加え、同項第７号中「大気、騒音、振動及び悪臭に関するものを除く」を「水質に関するものに限る」に改め、同号を同項第８号とし、同項第６号中「大気、騒音、振動及び悪臭に関するものを除く」を「水質及び土壌に関するものに限る」に改め、同号を同項第７号とし、同項中第５号を第６号とし、第４号の次に次の１号を加える。

（５） 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に係る届出（水質に関するものに限る。）の受理及び審査に関すること。

第３条産業経済局地域経済振興部雇用政策課の項中「雇用対策係」を「就業支援係」に改め、同条産業経済局観光部観光課観光企画係の項に次の２号を加える。

（５） 観光宣伝の総括に関すること。

（６） ご当地グルメの振興に関すること。

第３条産業経済局観光部観光課観光振興係の項第１号中「観光宣伝及び」を削り、同項第３号中「集客交流産業」を「観光産業」に改め、同項第４号及び第５号を次のように改める。

（４） 産業観光及び環境観光に関すること。

（５） インバウンド誘致に関すること。

第３条産業経済局観光部観光課観光振興係の項に次の１号を加える。

（６） 観光資源の磨き上げに関すること。

第３条建築都市局都市再生推進部空き家活用推進課の項中「調整係」を「空き家活用係」に改め、同条建築都市局都市再生推進部空き家活用推進課調整係の項中第４号を削り、第５号を第４号とし、同項に次の１号を加える。

(5) 複数の空き家を対象とした再整備の促進に関すること。

第3条建築都市局都市再生推進部空き家活用推進課ストック活用係の項を削り、同条建築都市局都市再生推進部空き家活用推進課の項中「空き家対策係」を「老朽空き家対策係」に改め、同条建築都市局都市再生推進部空き家活用推進課空き家対策係の項に次の1号を加える。

(4) 狭あい道路拡幅整備事業の推進に関すること（制度設計、予算、決算及び会計検査に係るものに限る。）。

第3条建築都市局設備部電気設備課の項を削り、同条建築都市局設備部機械設備課機械第一係の項の前に次のように加える。

(1) 部、課（電気設備課を含む。）の庶務に関すること。

(2) 市有建築物の設備に係る企画、計画及び調査に関すること。

(3) 市有建築物の設備に係る新設及び更新の技術的支援に関すること。

第3条建築都市局設備部機械設備課機械第一係の項に次の1号を加える。

(2) 機能維持型工事（機械設備工事に限る。）の設計、監理及び検査に関すること（市営住宅に係るものを除く。）。

第3条建築都市局設備部機械設備課機械保全係の項を削り、同条建築都市局設備部の項に次のように加える。

電気設備課

電気第一係

電気第二係

(1) 電気設備工事（他課の所管に属するものを除く。）の設計、監理及び検査に関すること。

(2) 機能維持型工事（電気設備工事に限る。）の設計、監理及び検査に関すること（市営住宅に係るものを除く。）。

設備保全係

(1) 市有建築物（市営住宅を除く。）の設備に係る維持保全の技術的支援に関すること。

(2) 各局で発注する軽微な工事の単価査定（設備工事に係るものに限る。）に関すること。

(3) 電気工作物（上下水道局、交通局及び公営競技局の管理

するもの並びにその管理を委託したものを除く。)の保安の業務の総括に關すること。

第3条港湾空港局総務部総務課の項中「経理係」を「経理・経営係」に改め、同条港湾空港局総務部総務課経理係の項第1号中「(一般会計に係るものに限る。)」を削り、同項に次の3号を加える。

- (2) 港湾整備事業基金に關すること。
- (3) 市民太陽光発電所に關すること。
- (4) ひびき灘開発株式会社に關すること。

第3条港湾空港局総務部総務課経営係の項を削り、同条港湾空港局港営部港営課港務係の項に次の2号を加える。

- (11) 港湾事務の情報化に關すること。
- (12) 北九州埠頭株式会社及び小倉国際流通センター株式会社に關すること。

第3条港湾空港局港営部港営課海務・情報係の項中第6号を削り、第7号を第6号とし、同条港湾空港局港営部港営課業務管理係の項第3号中「、海岸保全区域台帳及び公有財産台帳」を「及び海岸保全区域台帳」に改め、同項第5号中「次号及び第7号において同じ。」を削り、同項第6号及び第7

号を削り、同条港湾空港局港営部港営課の項中「小倉業務係
洞海業務係」を「小倉・洞
門司業務係
海業務係」に改め、同条港湾空港局港営部港営課小倉業務係の項第5号中「
洞海業務係

、手数料等(他課)を「及び手数料並びに普通財産の貸付料(他係)」に改め、同条港湾空港局港営部港営課の項に次のように加える。

設備係

- (1) 荷役機械等の工事の設計、施工及び検査に關すること。
- (2) 設備工事の設計、施工及び検査並びに設備の保守点検に關すること。
- (3) 港湾施設及び海岸保全施設の維持管理計画に關すること。
- (4) 港湾施設及び海岸保全施設の維持管理計画に基づく施設の点検及び診断に關すること。
- (5) 港湾の保全対策に關すること。
- (6) 港湾施設マネジメントに關すること。

第3条港湾空港局港湾整備部計画課開発係の項に次の1号を加える。

(3) 港湾脱炭素化推進計画に関すること。

第3条港湾空港局港湾整備部整備課建設係の項第5号、同条港湾空港局港湾整備部整備課設計第一係の項第3号、同条港湾空港局港湾整備部整備課設計第二係の項第3号、同条港湾空港局港湾整備部整備課東部工事係の項第4号、同条港湾空港局港湾整備部整備課西部工事係の項第4号及び同条港湾空港局港湾整備部整備課設備係の項を削る。

第5条第5項中「参事（以下「安全管理担当参事」という。）」を「安全管理担当部長」に改め、同条第6項中「の整備」を「の設置、廃止及び管理」に、「市民センター整備担当課長」を「市民センター担当課長」に改め、同条第11項中「主幹（以下「審査指導担当主幹」という。）」を「審査指導担当課長」に改める。

第8条第5項中「市民センター整備担当課長」を「市民センター担当課長」に、「審査指導担当主幹」を「審査指導担当課長」に改める。

第9条中「安全管理担当参事」を「安全管理担当部長」に改める。

（北九州市区役所等事務分掌規則の一部改正）

第2条 北九州市区役所等事務分掌規則（昭和43年北九州市規則第76号）の一部を次のように改正する。

第1条総務企画課の項中「企画係」を「企画係（小倉南区役所を除く。）」に改め、同条コミュニティ支援課の項中「生涯学習係」を「生涯学習係（小倉南区役所に限る。）」に改める。

第2条総務企画課の項中「企画係」を「企画係（小倉南区役所を除く。）」に、「広報広聴係」を「広報広聴係（小倉南区役所を除く。）」に改め、同項に次のように加える。

企画広聴係（小倉南区役所に限る。）

- (1) 区計画の策定及び進行管理に関すること。
- (2) 苦情、要望、各種相談等（他の所管に属するものを除く。）の処理に関すること。
- (3) 広聴集会に関すること。
- (4) 出張所相談業務に係る連絡調整に関すること。
- (5) 広報に関すること。

- (6) 自衛官募集に関すること。
- (7) 自動車臨時運行許可に関すること。
- (8) 交通共済に係る受付及び連絡に関すること。
- (9) 交通安全運動の推進に関すること。
- (10) 戦傷病者戦没者遺族及び引揚者の援護に関すること。
- (11) 旧軍人、軍属等の援護に関すること。

第2条コミュニティ支援課の項に次のように加える。

イベント係（小倉南区役所に限る。）

- (1) まちづくりに係る企画、調査及び事業実施に関すること。

（北九州市事業所事務分掌規則の一部改正）

第3条 北九州市事業所事務分掌規則（昭和43年北九州市規則第77号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「職員研修所、」を削る。

第10条中「新型コロナウイルス感染症医療対策部感染症医療対策課」を「感染症医療対策部感染症医療対策課」に改める。

別表第1の総務局の項中

「

	北九州市平和のまちミュージアム	北九州市小倉北区城内4番10号	第2類	館長	を
	北九州市職員研修所	北九州市小倉北区紺屋町13番1号	第2類	所長	

」

「

	北九州市平和のまちミュージアム	北九州市小倉北区城内4番10番	第2類	館長	に
--	-----------------	-----------------	-----	----	---

」

改め、同表の門司区役所の項中

「

北九州市立新門司保育所	北九州市門司区吉志一丁目31番1号	第4類	所長
-------------	-------------------	-----	----

」

北九州市立吉野保育所	北九州市門司区丸山一丁目19番1号	第4類	所長	を
------------	-------------------	-----	----	---

北九州市立新門司保育所	北九州市門司区吉志一丁目31番1号	第4類	所長	に
-------------	-------------------	-----	----	---

改める。

別表第2の職員研修所の項を削る。

付 則

(施行期日)

- この規則は、令和5年4月1日から施行する。
(北九州市公印規則の一部改正)
- 北九州市公印規則(昭和38年北九州市規則第6号)の一部を次のように改正する。

別表第1の専用市印・専用市役所印の項及び専用市長印の項中

保健福祉局 技術支援部 地域リハビリテーション推進課長	保健福祉局 技術支援部 地域リハビリテーション推進課	を	保健福祉局 感染症医療対策部感染症医療対策課長	保健福祉局 感染症医療対策部感染症医療対策課	に
-----------------------------------	----------------------------------	---	----------------------------	---------------------------	---

改める。

(北九州市会計規則の一部改正)

- 北九州市会計規則(昭和39年北九州市規則第49号)の一部を次のように改正する。

別表第1の会計管理者の命を受けてつかさどる当該局部課において取り扱う現金、物品及び有価証券並びに使用不能物品の出納保管事務の項中

地方創生SD	を	企画政策部	に、
--------	---	-------	----

G s 推
進部

女性の 輝く社 会推進 室	女性活躍推進課	女性活躍推進課 長
	男女共同参画推進 課	男女共同参画推 進課長

を

女性の輝く社会推進室	女性の輝く社会 推進室次長
------------	------------------

に、

	福利課	福利課長
職員研修所		職員研修所次長

を

	福利課	福利課長
--	-----	------

に、

安全・安心推進 課	安全・安心推進課 長
安全・安心都市 整備課	安全・安心都市整 備課長

を

安全・安心推進 課	安全・安心推進課 長
--------------	---------------

に、

新型コ

感染症

ロノウ イルス 感染症 医療政 策部	を	医療政 策部	に、
新型コ ロナウ イルス 感染症 医療対 策部		感染症 医療対 策部	

総務企画課	総務企画課長	を
監査指導課	監査指導課長	

総務企画課	総務企画課長	に、
-------	--------	----

電気設備課	電気設備課長	を
機械設備課	機械設備課長	

機械設備課	機械設備課長	に
電気設備課	電気設備課長	

改める。

(北九州市職員衛生管理規則の一部改正)

- 4 北九州市職員衛生管理規則（昭和39年北九州市規則第94号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項及び第2項中「総務局安全管理担当参事」を「総務局安全管理担当部長」に改める。

(勤務時間等の特例に関する規則の一部改正)

- 5 勤務時間等の特例に関する規則（平成3年北九州市規則第32号）の一部を次のように改正する。

別表の総務局の項中

「

女性の 輝く社 会推進 室	女性活躍推進課
------------------------	---------

を

「

女性の輝く社会推進室

に

改める。

(北九州市職員の安全衛生に関する委員会の設置等に関する規則の一部改正)

- 6 北九州市職員の安全衛生に関する委員会の設置等に関する規則（平成18年北九州市規則第109号）の一部を次のように改正する。

別表の総合保健福祉センター（北九州市小倉北区馬借一丁目7番1号に所在する市の事務所をいう。）の項中「保健福祉局技術支援部地域リハビリテーション推進課」を「保健福祉局感染症医療対策部感染症医療対策課」に改める。

(北九州市会計管理者及び区会計管理者の事務を代理する職員を定める規則の一部改正)

- 7 北九州市会計管理者及び区会計管理者の事務を代理する職員を定める規則（平成19年北九州市規則第22号）の一部を次のように改正する。

第1条中「会計室審査指導担当主幹」を「会計室審査指導担当課長」に改める。

(北九州市折尾まちづくり記念館条例施行規則の一部改正)

- 8 北九州市折尾まちづくり記念館条例施行規則（令和3年北九州市規則第37号）の一部を次のように改正する。

第14条中「建築都市局長」を「市民文化スポーツ局長」に改める。

北九州市告示第76号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市立第2夜間・休日急患センターにおける使用料及び手数料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和5年3月31日

北九州市長 武内和久

受託者		委託期間
名称	住所	
有限会社医療事務研究会	北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

北九州市告示第77号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第7条の3第1項第2号及び第6項の規定により特定工程及び特定工程後の工程を次のとおり指定するので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第4条の11の規定により、次のとおり告示する。

令和5年3月31日

北九州市長 武内和久

1 中間検査を行う区域
北九州市全域

2 中間検査を行う期間
令和5年5月1日から令和10年4月30日まで

3 中間検査を行う建築物の構造、用途又は規模
中間検査を行う建築物は、一の建築物における新築、増築又は改築に係る部分が次に掲げる構造、用途又は規模の建築物で、令和5年5月1日以後に法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認の申請があったものとする。

(1) 主要構造部（屋根及び階段を除く。）の全部又は一部を木造とした建築物で、住宅（兼用住宅、共同住宅及び長屋を含む。以下同じ。）の用途に供する部分の床面積が50平方メートルを超えるもの

(2) 地階を除く階数が3以上の建築物で、かつ延べ面積が500平方メートルを超えるもの

(3) 地階を除く階数が2以下の建築物で、かつ延べ面積が1,000平方メートルを超えるもの

4 中間検査を行う建築物のうち適用除外する建築物

(1) 法第18条第3項の規定により確認済証の交付を受けた建築物

(2) 法第85条第1項に規定する応急仮設建築物（防火地域内に建築するものに限る。）又は同条第6項及び第7項に規定する仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗その他これらに類する仮設建築物

(3) 法第6条の4第1項第1号及び第2号に掲げる建築物

(4) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項の規定により住宅性能評価を受ける建築物（建設された住宅について、住宅性能評価を受けるものに限る。）

5 指定する特定工程及び指定する特定工程後の工程

(1) 基礎工事に関する工程

建築物の構造	特定工程	特定工程後の工程
--------	------	----------

木造（地階を除く階数が3以上の建築物で500平方メートルを超えるもの又は地階を除く階数が2以下の建築物で1,000平方メートルを超えるものに限る。）	基礎の配筋工事の工程	基礎の鉄筋を覆うコンクリート打設の工事
木造以外の構造	基礎の配筋工事の工程	基礎の鉄筋を覆うコンクリート打設の工事
備考 1 木造と木造以外の構造を併用する場合は、木造とみなす。 2 建築物の規模、敷地又は周辺の状態により段階的に工事を行う場合は、最初に特定工程に係る工事を完了する範囲を特定工程及び特定工程後の工程の対象とする。		

(2) 建方工事に関する工程

建築物の構造	特定工程	特定工程後の工程
木造	屋根工事の工程	土台、柱、はり及び筋かいを覆う床、壁又は天井を設ける工事（枠組壁工法の場合を除く。）
		枠組みを覆う屋内側の壁又は天井を設ける工事（枠組壁工法の場合に限る。）
鉄骨造	1階の鉄骨部分の建方工事の工程	1階の柱、はり、斜材などの接合部分を覆う工事の工程
鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コ	地階を除く階数が1の建築物の場合	1階の柱、はり及び屋根版を覆うコンクリー

コンクリート造	は、1階の柱、はり及び屋根の配筋工事の工程	ト打設工事
	地階を除く階数が2以上の建築物の場合は、1階の柱、はり及び2階の床の配筋工事の工程	1階の柱、はり及び2階の床の配筋を覆うコンクリート打設工事
その他の構造	指定しない。	指定しない。
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 木造と木造以外の構造を併用する場合は、木造とみなす。 2 枠組壁工法とは、木材で組まれた枠組みに構造用合板その他これに類するものを打ち付けた床及び壁により建築物を建築する工法をいう。 3 木造以外の2以上の構造を併用する場合は、1階の床面積のうち、それぞれの構造で区画された部分の床面積の合計が最大となる構造を特定工程及び特定工程後の工程の対象とする。ただし、その最大となる構造が2以上となるものについては、特定工程に係る工事を最初に完了する部分の構造を特定工程及び特定工程後の工程の対象とする。 4 建物の規模、敷地又は周辺の状態により段階的に工事を行う場合は、最初に特定工程に係る工事を完了する範囲を特定工程及び特定工程後の工程の対象とする。 		

北九州市告示第78号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市響灘西地区廃棄物処分場及び北九州市日明積出基地におけるごみ処理手数料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和5年4月1日

北九州市長 武内和久

受託者		委託期間
名称	住所	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
ひびき灘開発株式会社	北九州市若松区久岐の浜1番9号	

北九州市告示第79号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市立松本清張記念館における陳列品の観覧料の収納事務を次のとおり委託した。

令和5年3月31日

北九州市長 武内和久

受託者		委託期間
名称	住所	
株式会社ハートピア	北九州市小倉北区高浜二丁目1番54号高浜ビル2F	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

北九州市告示第 80 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 39 年北九州市規則第 49 号）第 40 条第 1 項の規定により、北九州市立松本清張記念館における物品売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和 5 年 3 月 31 日

北九州市長 武 内 和 久

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
株式会社ハートピア	北九州市小倉北区高浜二丁目 1 番 5 4 号高浜ビル 2 F	令和 5 年 4 月 1 日から 令和 6 年 3 月 31 日まで

北九州市告示第 8 1 号

子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）第 5 8 条の 2 の規定により、特定子ども・子育て支援施設等の確認を行ったので、同法第 5 8 条の 1 1 第 1 号の規定により、次のとおり告示する。

令和 5 年 3 月 3 1 日

北九州市長 武 内 和 久

施設等の名称	種類	所在地	事業者の名称	確認年月日
キッズライン 星川 桃子	認可外 保育施 設	居宅訪問型保 育事業の所在 地は個人情報 のため公示し ておりません 。	星川 桃子	令和 5 年 3 月 3 日

北九州市告示第 8 2 号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成 1 8 年法律第 8 3 号）附則第 1 3 0 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 2 6 条の規定による改正前の介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）第 1 1 3 条の規定に基づき、指定介護療養型医療施設の指定の辞退があったので、法第 1 1 5 条第 2 号の規定により次のように告示する。

令和 5 年 3 月 3 1 日

北九州市長 武 内 和 久

指定介護療養型医療施設

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定辞退年月日
4 0 1 6 6 1 6 3 9 5	医療法人末廣医院	北九州市八幡西区香月中央三丁目 2 番 1 5 号	医療法人末廣医院	令和 5 年 3 月 3 1 日

北九州市告示第 83 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間北九州市建設局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和 5 年 3 月 31 日

北九州市長 武内和久

1 道路の種類 国道

2 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員 (m)	延長 (m)
199	199号	前	北九州市門司区西海岸一丁目4番10地先から 北九州市八幡西区美吉野町1167番7地先まで	5.3 ～ 85.5	46,849.7
		後	北九州市門司区西海岸一丁目4番10地先から 北九州市八幡西区美吉野町1167番7地先まで	5.3 ～ 85.5	46,850.8

北九州市告示第 84 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり令和 5 年 3 月 31 日から道路の供用を開始する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間北九州市建設局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和 5 年 3 月 31 日

北九州市長 武 内 和 久

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	供用開始の区間
199	199号	北九州市門司区西海岸一丁目4番10地先から 北九州市八幡西区美吉野町1167番7地先まで

北九州市告示第 85 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間北九州市建設局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和 5 年 3 月 31 日

北九州市長 武内和久

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員 (m)	延長 (m)
72	黒川白 野江東 本町線	前	北九州市門司区大字黒川 4 34 番 2 地先から 北九州市門司区東門司一丁 目 2 番 1 地先まで	5.9 ～ 47.0	10,792.0
		後	北九州市門司区黒川西一丁 目 434 番 2 地先から 北九州市門司区東門司一丁 目 2 番 1 地先まで	5.9 ～ 47.0	10,789.4
25	門司行 橋線	前	北九州市門司区本町 3 番 3 地先から 北九州市小倉南区大字朽網 3914 番 69 地先まで	4.0 ～ 97.3	26,663.7
		後	北九州市門司区本町 3 番 3 地先から 北九州市小倉南区大字朽網 3914 番 69 地先まで	4.0 ～ 97.3	26,664.3
297	鱒渕八 幡東自 転車道 線	前	北九州市小倉南区大字頂吉 451 番 1 地先から 北九州市八幡東区豊町 18 72 番 1 地先まで	1.7 ～ 54.0	33,501.0

		後	北九州市小倉南区大字頂吉 4 5 1 番 1 地先から 北九州市八幡東区豊町 1 8 7 2 番 1 地先まで	1.7 ～ 54.0	33,663.4
5 0	八幡戸 畑線	前	北九州市八幡東区前田三丁 目 3 7 番地先から 北九州市戸畑区幸町 1 1 番 地先まで	16.4 ～ 96.3	7,057.2
		後	北九州市八幡東区前田三丁 目 3 7 番地先から 北九州市戸畑区幸町 1 1 番 地先まで	16.4 ～ 96.3	7,060.1
6 2	北九州 小竹線	前	北九州市八幡東区中央一丁 目 5 0 番 3 8 地先から 北九州市八幡西区大字畑 2 番地先まで	5.0 ～ 49.8	10,109.2
		後	北九州市八幡東区中央一丁 目 5 0 番 3 7 地先から 北九州市八幡西区大字畑 2 番地先まで	5.0 ～ 49.8	10,108.7

北九州市告示第 86 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり令和 5 年 3 月 31 日から道路の供用を開始する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間北九州市建設局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和 5 年 3 月 31 日

北九州市長 武内和久

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	供用開始の区間
72	黒川白野 江東本町 線	北九州市門司区黒川西一丁目 434 番 2 地先から 北九州市門司区東門司一丁目 2 番 1 地先まで
25	門司行橋 線	北九州市門司区本町 3 番 3 地先から 北九州市小倉南区大字朽網 3914 番 69 地先まで
297	鱒淵八幡 東自転車 道線	北九州市小倉南区大字頂吉 451 番 1 地先から 北九州市八幡東区豊町 1872 番 1 地先まで
50	八幡戸畑 線	北九州市八幡東区前田三丁目 37 番地先から 北九州市戸畑区幸町 11 番地先まで
62	北九州小 竹線	北九州市八幡東区中央一丁目 50 番 37 地先から 北九州市八幡西区大字畑 2 番地先まで

北九州市告示第 87 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を決定する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間北九州市建設局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和 5 年 3 月 31 日

北九州市長 武内和久

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	区域決定の区間	幅員 (m)	延長 (m)
2293	大字田 野浦 1 4 号線	門司区大字田野浦 1117 番 5 地先から	3.7	200.0
		門司区大字田野浦 1057 番 2 地先まで	8.8	
3286	藤松 3 6 号線	門司区藤松三丁目 308 番 3 5 地先から	6.0	47.0
		門司区藤松三丁目 308 番 1 6 地先まで		
3287	藤松 3 7 号線	門司区藤松三丁目 308 番 2 6 地先から	6.0	111.7
		門司区藤松三丁目 308 番 3 5 地先まで		
3178	親和町 5 号線	小倉北区親和町 21 番 24 地 先から 小倉北区親和町 21 番 11 地 先まで	4.0	72.8
3406	泉台 5 1 号線	小倉北区泉台二丁目 142 番 1 地先から	5.0	85.1
		小倉北区泉台二丁目 800 番 16 地先まで	8.0	
3407	泉台 5	小倉北区泉台二丁目 799 番	5.0	28.9

	2号線	3地先から 小倉北区泉台二丁目799番 7地先まで		
3411	霧ヶ丘 25号 線	小倉北区霧ヶ丘一丁目105 4番51地先から 小倉北区霧ヶ丘一丁目105 4番99地先まで	5.4 ～ 7.1	48.1
5819	中曽根 東7号 線	小倉南区中曽根五丁目348 6番11地先から 小倉南区中曽根東四丁目18 59番1地先まで	21.8 ～ 35.1	1,540.7
6349	下石田 17号 線	小倉南区下石田二丁目992 番4地先から 小倉南区下石田二丁目994 番5地先まで	6.0 ～ 8.3	132.1
6350	高野2 7号線	小倉南区高野四丁目1489 番10地先から 小倉南区高野四丁目1489 番7地先まで	6.0	42.3
6354	湯川新 町12 6号線	小倉南区湯川新町二丁目53 0番1地先から 小倉南区湯川新町二丁目53 0番16地先まで	5.5 ～ 6.0	53.0
764	修多羅 29号 線	若松区修多羅二丁目643番 9地先から 若松区修多羅二丁目609番 14地先まで	4.4 ～ 6.0	203.3
1788	乙丸2 8号線	若松区大字乙丸776番地先 から 若松区大字乙丸640番1地 先まで	3.8 ～ 6.7	408.4
504	大蔵大	八幡東区大蔵二丁目655番	3.1	1,742.5

	谷 1 号 線	1 2 地先から 八幡東区大谷二丁目 8 5 9 番 3 8 地先まで	～ 11.7	
7 7 7	本城 5 号線	八幡西区御開四丁目 3 9 6 4 番 4 地先から 八幡西区本城学研台二丁目 2 1 番 1 0 8 地先まで	7.2 ～ 10.1	1,262.8
5 9 1 8	上上津 役 1 1 6 号線	八幡西区上上津役四丁目 1 3 9 4 番 3 2 地先から 八幡西区上上津役三丁目 1 0 6 0 番 1 地先まで	6.4 ～ 6.9	81.8
7 0 1 4	清納 1 6 号線	八幡西区清納二丁目 5 番 2 1 地先から 八幡西区清納二丁目 5 番 2 6 地先まで	6.0	30.8
7 0 1 7	若葉 1 0 1 号 線	八幡西区若葉三丁目 4 7 7 番 1 5 地先から 八幡西区若葉三丁目 4 7 7 番 9 地先まで	6.0	45.6
1 8 8 9	千防 3 5 号線	戸畑区千防三丁目 7 9 番 8 地 先から 戸畑区千防三丁目 7 9 番 4 地 先まで	5.0	29.8

北九州市告示第 88 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間北九州市建設局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和 5 年 3 月 31 日

北九州市長 武内和久

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員 (m)	延長 (m)
709	白野江 2号線	前	門司区大字白野江2329 番1地先から 門司区大字白野江2377 番地先まで	3.2 ～ 8.0	170.2
		後	門司区白野江一丁目232 9番1地先から 門司区白野江一丁目236 3番14地先まで	3.1 ～ 6.1	169.7
1049	伊川3 8号線	前	門司区大字伊川1053番 地先から 門司区大字伊川1058番 1地先まで	0.5 ～ 1.8	123.4
		後	門司区大字伊川1053番 地先から 門司区大字伊川1058番 1地先まで	0.5 ～ 1.8	123.2
1971	白野江 21号 線	前	門司区大字白野江2344 番3地先から 門司区大字白野江2332 番地先まで	3.1 ～ 4.8	45.2

		後	門司区白野江一丁目 2 3 5 1 番 1 0 地先から 門司区白野江一丁目 2 3 3 1 番 1 地先まで	3.0 ～ 4.8	44.5
1 9 7 3	白野江 2 3 号 線	前	門司区大字白野江 2 3 5 4 番 2 地先から 門司区大字白野江 2 4 1 2 番 1 0 地先まで	9.3 ～ 13.5	721.0
		後	門司区白野江一丁目 2 3 5 4 番 2 地先から 門司区白野江一丁目 2 4 1 2 番 1 0 地先まで	9.3 ～ 13.5	715.2
1 9 7 4	白野江 2 4 号 線	前	門司区大字白野江 2 2 6 5 番 2 地先から 門司区大字白野江 2 2 4 1 番 2 地先まで	1.7 ～ 6.2	311.6
		後	門司区白野江二丁目 2 2 6 5 番 2 地先から 門司区白野江二丁目 2 2 4 1 番 2 地先まで	1.7 ～ 6.2	312.4
1 9 7 5	白野江 2 5 号 線	前	門司区大字白野江 2 3 5 4 番地先から 門司区大字白野江 2 2 3 3 番地先まで	7.1 ～ 12.5	281.9
		後	門司区白野江二丁目 2 3 5 4 番 2 地先から 門司区大字白野江 2 2 3 3 番地先まで	7.1 ～ 9.2	282.2
1 9 8 0	城山町 4 号線	前	門司区城山町 6 番 1 地先か ら 門司区城山町 8 番地先まで	1.4 ～ 6.3	120.3

		後	門司区城山町 6 番 1 地先から 門司区城山町 8 番地先まで	1.4 ～ 6.3	120.3
2 2 9 3	大字田 野浦 1 4 号線	前	門司区大字田野浦 1 1 1 7 番 5 地先から 門司区大字田野浦 1 0 5 8 番地先まで	3.4 ～ 9.4	121.1
		後	門司区大字田野浦 1 1 1 7 番 5 地先から 門司区大字田野浦 1 0 5 7 番 2 地先まで	3.7 ～ 8.8	200.0
2 7 0 7	藤松 3 号線	前	門司区藤松三丁目 8 番 9 地 先から 門司区藤松三丁目 1 番 1 1 地先まで	4.1 ～ 4.2	42.8
		後	門司区藤松三丁目 1 0 8 番 9 地先から 門司区藤松三丁目 1 番 1 1 地先まで	4.1 ～ 4.2	42.9
2 7 0 8	藤松 4 号線	前	門司区藤松三丁目 3 0 7 番 1 地先から 門司区藤松三丁目 3 0 8 番 9 地先まで	4.1 ～ 4.3	172.7
		後	門司区藤松三丁目 3 0 7 番 1 地先から 門司区藤松三丁目 3 0 8 番 9 地先まで	4.0 ～ 5.2	172.1
2 7 2 1	藤松 1 7 号線	前	門司区藤松三丁目 3 0 8 番 2 地先から 門司区藤松三丁目 7 番 8 地 先まで	5.7 ～ 6.3	236.4

		後	門司区藤松三丁目308番 2地先から 門司区藤松三丁目7番8地 先まで	6.1 ～ 6.3	236.8
3086	猿喰9 2号線	前	門司区大字猿喰1174番 5地先から 門司区新門司北一丁目3番 5地先まで	25.0 ～ 30.1	939.5
		後	門司区大字猿喰1174番 5地先から 門司区新門司北一丁目3番 5地先まで	25.0 ～ 30.1	939.5
543	弁天町 東篠崎 1号線	前	小倉北区弁天町11番2地 先から 小倉北区東篠崎一丁目12 1番地先まで	13.1 ～ 40.0	2,075.8
		後	小倉北区弁天町11番2地 先から 小倉北区東篠崎一丁目12 1番地先まで	13.1 ～ 40.0	2,076.2
716	貴船町 東篠崎 1号線	前	小倉北区貴船町2番17地 先から 小倉北区東篠崎一丁目23 8番地先まで	4.8 ～ 9.1	822.9
		後	小倉北区貴船町2番17地 先から 小倉北区東篠崎一丁目23 8番地先まで	4.8 ～ 9.1	822.0
1194	泉台6 号線	前	小倉北区泉台二丁目131 番3地先から 小倉北区泉台一丁目95番 地先まで	6.7 ～ 8.8	72.8

		後	小倉北区泉台二丁目 1 3 1 番 3 地先から 小倉北区泉台一丁目 9 5 番 地先まで	5.8 ～ 8.8	74.9
1 1 9 8	泉台 1 0 号線	前	小倉北区泉台一丁目 2 5 4 4 番 2 2 地先から 小倉北区泉台二丁目 8 3 9 番 3 9 地先まで	4.9 ～ 9.3	362.1
		後	小倉北区泉台一丁目 2 5 4 4 番 2 2 地先から 小倉北区泉台二丁目 8 0 0 番 2 9 地先まで	4.9 ～ 9.3	359.9
1 6 1 0	霧ヶ丘 1 1 号 線	前	小倉北区霧ヶ丘一丁目 1 0 5 4 番 3 8 地先から 小倉北区霧ヶ丘一丁目 1 0 5 4 番 1 0 地先まで	3.1 ～ 5.7	193.6
		後	小倉北区霧ヶ丘一丁目 1 0 5 4 番 1 0 地先から 小倉北区霧ヶ丘一丁目 1 0 5 4 番 3 8 地先まで	3.1 ～ 5.1	193.9
1 6 1 5	霧ヶ丘 1 6 号 線	前	小倉北区霧ヶ丘一丁目 1 0 5 4 番 1 1 地先から 小倉北区霧ヶ丘一丁目無地 番地先まで	4.0 ～ 5.7	65.7
		後	小倉北区霧ヶ丘一丁目 1 0 5 4 番 1 1 地先から 小倉北区霧ヶ丘一丁目 1 0 5 4 番 6 0 地先まで	3.9 ～ 5.7	65.0
2 0 4 1	菜園場 7 号線	前	小倉北区菜園場一丁目 1 4 番 1 地先から 小倉北区菜園場一丁目 1 3 0 番 1 地先まで	5.6 ～ 8.7	294.2

		後	小倉北区菜園場一丁目14番1地先から 小倉北区菜園場一丁目130番1地先まで	5.6 ～ 8.7	295.3
2046	菜園場 12号 線	前	小倉北区菜園場一丁目311番地先から 小倉北区菜園場一丁目2157番5地先まで	4.2 ～ 4.8	113.9
		後	小倉北区菜園場一丁目311番地先から 小倉北区菜園場一丁目13番地先まで	4.2 ～ 4.7	113.1
2050	菜園場 16号 線	前	小倉北区菜園場一丁目13番地先から 小倉北区菜園場一丁目9番地先まで	7.3 ～ 7.7	75.2
		後	小倉北区青葉二丁目5157番8地先から 小倉北区菜園場一丁目9番地先まで	7.0 ～ 8.3	84.4
2724	東篠崎 12号 線	前	小倉北区東篠崎一丁目1040番地先から 小倉北区東篠崎一丁目200番地先まで	5.6 ～ 6.3	121.3
		後	小倉北区東篠崎一丁目1040番地先から 小倉北区東篠崎一丁目200番地先まで	5.6 ～ 8.8	141.9
2725	東篠崎 13号 線	前	小倉北区東篠崎一丁目160番地先から 小倉北区東篠崎一丁目63番地先まで	5.0 ～ 6.4	226.7

		後	小倉北区東篠崎一丁目16 0番2地先から 小倉北区東篠崎一丁目63 番地先まで	5.0 ～ 6.4	226.1
2731	東篠崎 19号 線	前	小倉北区東篠崎一丁目18 3番1地先から 小倉北区東篠崎一丁目31 3番4地先まで	5.8	225.6
		後	小倉北区東篠崎一丁目18 3番1地先から 小倉北区東篠崎一丁目31 3番4地先まで	5.8 ～ 6.0	225.1
2732	東篠崎 20号 線	前	小倉北区東篠崎一丁目21 1番5地先から 小倉北区東篠崎一丁目32 3番地先まで	4.8 ～ 10.4	259.4
		後	小倉北区東篠崎一丁目21 1番5地先から 小倉北区東篠崎一丁目32 3番地先まで	4.8 ～ 10.6	259.6
2734	東篠崎 22号 線	前	小倉北区東篠崎一丁目10 40番地先から 小倉北区東篠崎一丁目20 5番地先まで	10.0	13.6
		後	小倉北区東篠崎一丁目10 40番地先から 小倉北区東篠崎一丁目20 5番地先まで	10.0	40.4
3167	親和町 2号線	前	小倉北区親和町21番7地 先から 小倉北区親和町21番36 地先まで	6.0	95.5

		後	小倉北区親和町 2 1 番 7 地 先から 小倉北区親和町 2 1 番 5 2 地先まで	6.0 ~ 6.2	95.3
3 1 6 8	親和町 3 号線	前	小倉北区親和町 2 1 番 2 6 地先から 小倉北区親和町 2 1 番 3 6 地先まで	6.0 ~ 6.2	225.5
		後	小倉北区親和町 2 1 番 2 6 地先から 小倉北区親和町 2 1 番 3 6 地先まで	6.0 ~ 6.2	225.3
3 1 7 7	親和町 4 号線	前	小倉北区親和町 2 1 番 3 6 地先から 小倉北区親和町 2 1 番 3 7 地先まで	5.0 ~ 9.5	29.8
		後	小倉北区親和町 2 1 番 5 1 地先から 小倉北区親和町 2 1 番 3 7 地先まで	5.0	30.0
3 2 4 8	東篠崎 2 7 号 線	前	小倉北区東篠崎三丁目 1 9 1 番 2 2 地先から 小倉北区東篠崎三丁目 6 9 番 3 地先まで	8.1 ~ 10.0	357.0
		後	小倉北区東篠崎三丁目 1 9 1 番 2 2 地先から 小倉北区東篠崎三丁目 6 9 番 3 地先まで	8.1 ~ 10.0	356.9
3 2 6 6	都 1 7 号線	前	小倉北区都一丁目 9 9 番 3 5 地先から 小倉北区都一丁目 9 9 番 1 6 3 地先まで	4.3 ~ 7.0	140.3

		後	小倉北区都一丁目99番3 5地先から 小倉北区都一丁目99番1 63地先まで	4.3 ～ 7.0	156.9
2385	曾根1 9号線	前	小倉南区中曾根新町101 6番1地先から 小倉南区大字曾根466番 2地先まで	2.9 ～ 8.1	668.4
		後	小倉南区中曾根新町101 6番1地先から 小倉南区上曾根新町466 番2地先まで	2.9 ～ 8.1	692.4
2419	曾根5 3号線	前	小倉南区大字曾根1299 番18地先から 小倉南区大字曾根933番 7地先まで	1.8 ～ 6.9	238.8
		後	小倉南区中曾根四丁目12 99番18地先から 小倉南区中曾根六丁目93 3番8地先まで	1.8 ～ 6.9	238.0
2439	曾根7 3号線	前	小倉南区大字曾根1555 番2地先から 小倉南区大字曾根1508 番1地先まで	1.0 ～ 6.1	689.8
		後	小倉南区中曾根東三丁目1 555番1地先から 小倉南区中曾根東三丁目1 508番1地先まで	0.7 ～ 3.2	690.7
2441	曾根7 5号線	前	小倉南区大字曾根1484 番地先から 小倉南区大字曾根1486 番地先まで	1.7 ～ 2.2	81.6

		後	小倉南区中曽根東三丁目1 484番2地先から 小倉南区中曽根東三丁目1 486番1地先まで	1.7 ～ 2.2	80.9
2532	曽根1 66号 線	前	小倉南区大字曽根1028 番6地先から 小倉南区中曽根四丁目99 7番1地先まで	8.3 ～ 11.1	120.8
		後	小倉南区中曽根四丁目10 28番6地先から 小倉南区中曽根四丁目99 7番1地先まで	8.3 ～ 11.1	120.8
2624	高野7 号線	前	小倉南区高野四丁目148 6番3地先から 小倉南区高野三丁目119 2番1地先まで	4.1 ～ 8.2	317.5
		後	小倉南区高野四丁目148 6番3地先から 小倉南区高野三丁目119 2番1地先まで	4.2 ～ 8.2	316.0
4500	下石田 9号線	前	小倉南区下石田二丁目92 2番5地先から 小倉南区下石田二丁目89 9番6地先まで	24.9 ～ 26.0	175.2
		後	小倉南区下石田二丁目92 2番5地先から 小倉南区下石田二丁目89 9番6地先まで	24.9 ～ 26.0	175.0
5050	湯川湯 川新町 1号線	前	小倉南区湯川新町一丁目5 04番2地先から 小倉南区湯川新町二丁目6 25番1地先まで	2.4 ～ 11.3	342.2

		後	小倉南区湯川新町一丁目5 04番2地先から 小倉南区湯川新町二丁目6 25番1地先まで	2.4 ～ 11.3	342.1
5819	中曽根 東7号 線	前	小倉南区中曽根新町147 1番1地先から 小倉南区中曽根東四丁目1 859番1地先まで	21.8 ～ 36.0	889.9
		後	小倉南区中曽根五丁目34 86番11地先から 小倉南区中曽根東四丁目1 859番1地先まで	21.8 ～ 35.1	1,540.7
5995	中曽根 東9号 線	前	小倉南区中曽根東三丁目1 484番1地先から 小倉南区大字曾根1466 番地先まで	1.5 ～ 3.4	151.2
		後	小倉南区中曽根東三丁目1 484番1地先から 小倉南区中曽根新町146 7番1地先まで	1.6 ～ 3.4	151.4
764	修多羅 29号 線	前	若松区修多羅二丁目643 番9地先から 若松区修多羅二丁目609 番27地先まで	4.5 ～ 7.9	138.5
		後	若松区修多羅二丁目643 番9地先から 若松区修多羅二丁目609 番14地先まで	4.4 ～ 6.0	203.3
1783	乙丸2 3号線	前	若松区大字乙丸675番地 先から 若松区大字乙丸721番2 地先まで	1.0 ～ 4.3	307.7

		後	若松区大字乙丸675番地 先から 若松区大字乙丸721番2 地先まで	0.8 ～ 2.0	295.8
1784	乙丸2 4号線	前	若松区大字乙丸640番1 地先から 若松区大字乙丸635番4 地先まで	1.5 ～ 4.6	268.5
		後	若松区大字乙丸640番1 地先から 若松区大字乙丸635番4 地先まで	1.5 ～ 3.3	268.5
1788	乙丸2 8号線	前	若松区大字乙丸776番地 先から 若松区大字乙丸731番1 地先まで	3.8 ～ 12.0	350.6
		後	若松区大字乙丸776番地 先から 若松区大字乙丸640番1 地先まで	3.8 ～ 6.7	408.4
501	中央桃 園1号 線	前	八幡東区中央二丁目30番 2地先から 八幡東区桃園四丁目2番地 先まで	14.5 ～ 34.2	3,060.5
		後	八幡東区中央二丁目30番 4地先から 八幡東区桃園四丁目2番地 先まで	14.5 ～ 34.2	3,060.5
506	春の町 大谷1 号線	前	八幡東区春の町五丁目12 番3地先から 八幡東区大谷一丁目2番7 地先まで	15.1 ～ 23.6	913.0

		後	八幡東区春の町五丁目12番3地先から 八幡東区大谷一丁目2番7地先まで	15.1 ～ 23.6	913.2
1421	中央3号線	前	八幡東区中央三丁目45番12地先から 八幡東区中央二丁目18番1地先まで	7.2 ～ 8.6	535.7
		後	八幡東区中央三丁目45番12地先から 八幡東区中央二丁目18番1地先まで	7.2 ～ 9.5	534.6
1424	中央6号線	前	八幡東区中央二丁目30番1地先から 八幡東区中央二丁目4番6地先まで	7.8 ～ 12.2	375.4
		後	八幡東区中央二丁目30番1地先から 八幡東区中央二丁目4番6地先まで	7.8 ～ 12.2	374.7
1425	中央7号線	前	八幡東区中央二丁目13番2地先から 八幡東区中央二丁目11番2地先まで	2.8 ～ 4.0	119.0
		後	八幡東区中央二丁目13番2地先から 八幡東区中央二丁目11番2地先まで	2.8 ～ 3.9	118.9
1426	中央8号線	前	八幡東区中央二丁目29番6地先から 八幡東区中央二丁目8番7地先まで	5.6 ～ 8.2	306.4

		後	八幡東区中央二丁目 2 9 番 6 地先から 八幡東区中央二丁目 8 番 7 地先まで	5.6 ～ 8.2	306.2
1 4 2 7	中央 9 号線	前	八幡東区中央二丁目 7 番 3 地先から 八幡東区中央二丁目 2 5 番 1 1 地先まで	7.9 ～ 13.3	275.0
		後	八幡東区中央二丁目 7 番 3 地先から 八幡東区中央二丁目 2 5 番 1 1 地先まで	7.9 ～ 8.4	275.0
1 4 3 6	中央 1 8 号線	前	八幡東区中央二丁目 2 0 番 1 地先から 八幡東区中央二丁目 2 1 番 1 地先まで	4.1 ～ 12.0	104.2
		後	八幡東区中央二丁目 2 0 番 1 地先から 八幡東区中央二丁目 2 1 番 1 地先まで	4.1 ～ 10.3	104.2
1 5 8 4	春の町 1 号線	前	八幡東区春の町五丁目 1 3 番 2 地先から 八幡東区春の町一丁目 1 8 番地先まで	3.8 ～ 9.5	405.4
		後	八幡東区春の町五丁目 1 3 番 2 地先から 八幡東区春の町一丁目 1 8 番地先まで	3.8 ～ 9.5	405.4
1 5 8 5	春の町 2 号線	前	八幡東区春の町五丁目 1 1 番 3 地先から 八幡東区春の町二丁目 2 7 番 5 地先まで	5.2 ～ 6.1	444.6

		後	八幡東区春の町五丁目 1 1 番 3 地先から 八幡東区春の町二丁目 2 7 番 5 地先まで	5.2 ～ 6.1	444.5
1 5 8 7	春の町 4 号線	前	八幡東区春の町二丁目 9 6 7 番 1 地先から 八幡東区春の町二丁目 2 8 番 1 5 地先まで	6.0 ～ 7.0	285.7
		後	八幡東区春の町二丁目 9 6 7 番 1 地先から 八幡東区春の町二丁目 2 8 番 1 5 地先まで	6.0 ～ 7.1	285.6
7 2 3	町上津 役東上 上津役 1 号線	前	八幡西区町上津役東一丁目 1 3 9 4 番 1 地先から 八幡西区上上津役四丁目 1 0 6 1 番 1 地先まで	7.6 ～ 20.0	631.0
		後	八幡西区町上津役東一丁目 1 3 9 4 番 1 地先から 八幡西区上上津役四丁目 1 0 6 1 番 1 地先まで	9.0 ～ 20.0	630.9
7 7 7	本城 5 号線	前	八幡西区大字本城 3 9 6 4 番 5 地先から 八幡西区大字本城 3 7 5 6 番 1 地先まで	7.8 ～ 9.4	959.9
		後	八幡西区御開四丁目 3 9 6 4 番 4 地先から 八幡西区本城学研台二丁目 2 1 番 1 0 8 地先まで	7.2 ～ 10.1	1,262.8
2 3 9 2	上上津 役 4 3 号線	前	八幡西区上上津役三丁目 1 3 9 4 番 1 地先から 八幡西区上上津役三丁目 1 0 2 1 番地先まで	5.7 ～ 12.7	248.2

		後	八幡西区上上津役四丁目1 394番34地先から 八幡西区上上津役三丁目1 021番地先まで	5.7 ～ 12.6	247.9
2394	上上津 役45 号線	前	八幡西区上上津役三丁目1 052番17地先から 八幡西区上上津役三丁目1 052番22地先まで	4.8 ～ 5.0	30.9
		後	八幡西区上上津役三丁目1 052番17地先から 八幡西区上上津役三丁目1 052番22地先まで	4.5 ～ 5.0	30.9
2395	上上津 役46 号線	前	八幡西区上上津役三丁目1 050番14地先から 八幡西区上上津役三丁目1 094番10地先まで	5.5 ～ 7.0	86.8
		後	八幡西区上上津役三丁目1 050番14地先から 八幡西区上上津役四丁目1 394番32地先まで	5.5 ～ 7.0	86.8
3534	清納9 号線	前	八幡西区清納二丁目1番5 地先から 八幡西区清納二丁目4番9 地先まで	5.4 ～ 6.5	313.2
		後	八幡西区清納二丁目1番5 地先から 八幡西区清納二丁目4番9 地先まで	5.5 ～ 6.5	312.8
3535	清納1 0号線	前	八幡西区清納二丁目6番8 地先から 八幡西区清納二丁目9番5 地先まで	3.4 ～ 4.6	149.0

		後	八幡西区清納二丁目6番1 6地先から 八幡西区清納二丁目9番5 地先まで	3.4 ～ 4.6	148.3
3536	清納1 1号線	前	八幡西区清納二丁目9番6 地先から 八幡西区清納二丁目3番9 地先まで	4.3 ～ 6.7	356.6
		後	八幡西区清納二丁目9番6 地先から 八幡西区清納二丁目3番9 地先まで	4.3 ～ 6.7	356.7
3539	清納1 4号線	前	八幡西区清納二丁目5番2 地先から 八幡西区清納二丁目7番4 地先まで	3.4 ～ 6.1	235.3
		後	八幡西区清納二丁目5番2 地先から 八幡西区清納二丁目7番4 地先まで	3.5 ～ 6.1	235.8
5476	若葉7 0号線	前	八幡西区若葉三丁目508 番598地先から 八幡西区若葉三丁目508 番222地先まで	4.4 ～ 6.0	403.3
		後	八幡西区若葉三丁目477 番15地先から 八幡西区若葉三丁目508 番222地先まで	4.4 ～ 6.0	402.8
5482	若葉7 6号線	前	八幡西区若葉三丁目508 番184地先から 八幡西区若葉三丁目508 番21地先まで	5.1 ～ 5.2	52.5

		後	八幡西区若葉三丁目 5 0 8 番 2 7 地先から 八幡西区若葉三丁目 5 0 8 番 2 1 地先まで	5.1 ～ 5.3	52.3
5 6 4 1	上上津 役 1 0 9 号線	前	八幡西区上上津役四丁目 1 0 6 1 番 1 3 地先から 八幡西区上上津役四丁目 1 0 6 1 番 1 0 地先まで	10.5 ～ 10.6	154.9
		後	八幡西区上上津役四丁目 1 0 6 1 番 1 3 地先から 八幡西区上上津役四丁目 1 0 6 1 番 1 0 地先まで	10.5 ～ 10.8	155.0
6 6 6 9	本城 2 1 8 号 線	前	八幡西区大字本城 3 7 4 8 番 1 地先から 八幡西区大字本城 3 7 5 1 番 9 地先まで	6.0	151.9
		後	八幡西区本城学研台二丁目 2 1 番 1 0 8 地先から 八幡西区本城学研台二丁目 2 4 番 1 1 3 地先まで	6.0	151.9
5 0 6	千防 1 号線	前	戸畑区中原新町 1 1 4 番 6 2 地先から 戸畑区千防三丁目 5 1 8 9 番 2 地先まで	5.0 ～ 41.1	850.6
		後	戸畑区中原新町 1 1 4 番 6 2 地先から 戸畑区千防三丁目 5 1 8 9 番 2 地先まで	5.0 ～ 41.1	844.5
1 3 4 6	千防 8 号線	前	戸畑区千防三丁目 7 9 番地 先から 戸畑区千防三丁目 7 5 番地 先まで	3.6	37.7

		後	戸畑区千防三丁目 7 9 番 5 地先から 戸畑区千防三丁目 7 5 番 1 地先まで	3.6	37.2
1 3 7 0	千防 3 2 号線	前	戸畑区千防三丁目 1 0 6 番 地先から 戸畑区千防三丁目 1 3 0 番 地先まで	5.2 ～ 5.5	89.6
		後	戸畑区千防三丁目 1 0 6 番 地先から 戸畑区千防三丁目 6 9 番 1 地先まで	5.4 ～ 5.7	90.0
1 3 7 1	千防 3 3 号線	前	戸畑区千防三丁目 5 1 5 2 番 1 地先から 戸畑区千防三丁目 1 2 3 番 地先まで	5.2 ～ 5.7	293.4
		後	戸畑区千防三丁目 5 1 5 2 番 1 地先から 戸畑区千防三丁目 7 5 番 1 地先まで	5.4 ～ 5.8	293.4
1 8 9 4	千防 3 6 号線	前	戸畑区千防三丁目 5 1 8 9 番 1 地先から 戸畑区千防三丁目 1 1 4 番 地先まで	5.0 ～ 5.4	95.8
		後	戸畑区千防三丁目 5 1 8 9 番 1 地先から 戸畑区千防三丁目 1 1 4 番 地先まで	5.0 ～ 5.4	95.6

北九州市告示第 89 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり令和 5 年 3 月 31 日から道路の供用を開始する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間北九州市建設局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和 5 年 3 月 31 日

北九州市長 武内和久

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	供用開始の区間
709	白野江 2 号線	門司区白野江一丁目 2329 番 1 地先から 門司区白野江一丁目 2363 番 1 4 地先まで
1049	伊川 38 号線	門司区大字伊川 1053 番地先から 門司区大字伊川 1058 番 1 地先まで
1971	白野江 2 1 号線	門司区白野江一丁目 2351 番 10 地先から 門司区白野江一丁目 2331 番 1 地先まで
1973	白野江 2 3 号線	門司区白野江一丁目 2354 番 2 地先から 門司区白野江一丁目 2412 番 10 地先まで
1974	白野江 2 4 号線	門司区白野江二丁目 2265 番 2 地先から 門司区白野江二丁目 2241 番 2 地先まで
1975	白野江 2 5 号線	門司区白野江二丁目 2354 番 2 地先から 門司区大字白野江 2233 番地先まで
1980	城山町 4 号線	門司区城山町 6 番 1 地先から 門司区城山町 8 番地先まで
2293	大字田野浦 1 4 号線	門司区大字田野浦 1117 番 5 地先から 門司区大字田野浦 1057 番 2 地先まで
2707	藤松 3 号線	門司区藤松三丁目 108 番 9 地先から 門司区藤松三丁目 1 番 1 1 地先まで

2708	藤松4号線	門司区藤松三丁目307番1地先から 門司区藤松三丁目308番9地先まで
2721	藤松17号線	門司区藤松三丁目308番2地先から 門司区藤松三丁目7番8地先まで
3286	藤松36号線	門司区藤松三丁目308番35地先から 門司区藤松三丁目308番16地先まで
3287	藤松37号線	門司区藤松三丁目308番26地先から 門司区藤松三丁目308番35地先まで
543	弁天町東篠崎1号線	小倉北区弁天町11番2地先から 小倉北区東篠崎一丁目121番地先まで
716	貴船町東篠崎1号線	小倉北区貴船町2番17地先から 小倉北区東篠崎一丁目238番地先まで
1194	泉台6号線	小倉北区泉台二丁目131番3地先から 小倉北区泉台一丁目95番地先まで
1198	泉台10号線	小倉北区泉台一丁目2544番22地先から 小倉北区泉台二丁目800番29地先まで
1610	霧ヶ丘11号線	小倉北区霧ヶ丘一丁目1054番10地先から 小倉北区霧ヶ丘一丁目1054番38地先まで
1615	霧ヶ丘16号線	小倉北区霧ヶ丘一丁目1054番11地先から 小倉北区霧ヶ丘一丁目1054番60地先まで
2041	菜園場7号線	小倉北区菜園場一丁目14番1地先から 小倉北区菜園場一丁目130番1地先まで
2046	菜園場12号線	小倉北区菜園場一丁目311番地先から 小倉北区菜園場一丁目13番地先まで
2050	菜園場16号線	小倉北区青葉二丁目5157番8地先から 小倉北区菜園場一丁目9番地先まで

2 7 2 4	東篠崎 1 2 号線	小倉北区東篠崎一丁目 1 0 4 0 番地先から 小倉北区東篠崎一丁目 2 0 0 番地先まで
2 7 2 5	東篠崎 1 3 号線	小倉北区東篠崎一丁目 1 6 0 番 2 地先から 小倉北区東篠崎一丁目 6 3 番地先まで
2 7 3 1	東篠崎 1 9 号線	小倉北区東篠崎一丁目 1 8 3 番 1 地先から 小倉北区東篠崎一丁目 3 1 3 番 4 地先まで
2 7 3 2	東篠崎 2 0 号線	小倉北区東篠崎一丁目 2 1 1 番 5 地先から 小倉北区東篠崎一丁目 3 2 3 番地先まで
2 7 3 4	東篠崎 2 2 号線	小倉北区東篠崎一丁目 1 0 4 0 番地先から 小倉北区東篠崎一丁目 2 0 5 番地先まで
3 1 7 7	親和町 4 号線	小倉北区親和町 2 1 番 5 1 地先から 小倉北区親和町 2 1 番 3 7 地先まで
3 1 7 8	親和町 5 号線	小倉北区親和町 2 1 番 2 4 地先から 小倉北区親和町 2 1 番 1 1 地先まで
3 2 4 8	東篠崎 2 7 号線	小倉北区東篠崎三丁目 1 9 1 番 2 2 地先から 小倉北区東篠崎三丁目 6 9 番 3 地先まで
3 4 0 6	泉台 5 1 号線	小倉北区泉台二丁目 1 4 2 番 1 地先から 小倉北区泉台二丁目 8 0 0 番 1 6 地先まで
3 4 0 7	泉台 5 2 号線	小倉北区泉台二丁目 7 9 9 番 3 地先から 小倉北区泉台二丁目 7 9 9 番 7 地先まで
3 4 1 1	霧ヶ丘 2 5 号線	小倉北区霧ヶ丘一丁目 1 0 5 4 番 5 1 地先から 小倉北区霧ヶ丘一丁目 1 0 5 4 番 9 9 地先まで
2 3 8 5	曾根 1 9 号線	小倉南区中曾根新町 1 0 1 6 番 1 地先から 小倉南区上曾根新町 4 6 6 番 2 地先まで
2 4 1 9	曾根 5 3 号線	小倉南区中曾根四丁目 1 2 9 9 番 1 8 地先から 小倉南区中曾根六丁目 9 3 3 番 8 地先まで
2 4 3 9	曾根 7 3 号線	小倉南区中曾根東三丁目 1 5 5 5 番 1 地先から 小倉南区中曾根東三丁目 1 5 0 8 番 1 地先まで

2 4 4 1	曾根 7 5 号線	小倉南区中曾根東三丁目 1 4 8 4 番 2 地先から 小倉南区中曾根東三丁目 1 4 8 6 番 1 地先まで
2 5 3 2	曾根 1 6 6 号線	小倉南区中曾根四丁目 1 0 2 8 番 6 地先から 小倉南区中曾根四丁目 9 9 7 番 1 地先まで
2 6 2 4	高野 7 号 線	小倉南区高野四丁目 1 4 8 6 番 3 地先から 小倉南区高野三丁目 1 1 9 2 番 1 地先まで
4 5 0 0	下石田 9 号線	小倉南区下石田二丁目 9 2 2 番 5 地先から 小倉南区下石田二丁目 8 9 9 番 6 地先まで
5 0 5 0	湯川湯川 新町 1 号 線	小倉南区湯川新町一丁目 5 0 4 番 2 地先から 小倉南区湯川新町二丁目 6 2 5 番 1 地先まで
5 8 1 9	中曾根東 7 号線	小倉南区中曾根五丁目 3 4 8 6 番 1 1 地先から 小倉南区中曾根東四丁目 1 8 5 9 番 1 地先まで
5 9 9 5	中曾根東 9 号線	小倉南区中曾根東三丁目 1 4 8 4 番 1 地先から 小倉南区中曾根新町 1 4 6 7 番 1 地先まで
6 3 4 9	下石田 1 7 号線	小倉南区下石田二丁目 9 9 2 番 4 地先から 小倉南区下石田二丁目 9 9 4 番 5 地先まで
6 3 5 0	高野 2 7 号線	小倉南区高野四丁目 1 4 8 9 番 1 0 地先から 小倉南区高野四丁目 1 4 8 9 番 7 地先まで
6 3 5 4	湯川新町 1 2 6 号 線	小倉南区湯川新町二丁目 5 3 0 番 1 地先から 小倉南区湯川新町二丁目 5 3 0 番 1 6 地先まで
7 6 4	修多羅 2 9 号線	若松区修多羅二丁目 6 4 3 番 9 地先から 若松区修多羅二丁目 6 0 9 番 1 4 地先まで
1 7 8 3	乙丸 2 3 号線	若松区大字乙丸 6 7 5 番地先から 若松区大字乙丸 7 2 1 番 2 地先まで
1 7 8 4	乙丸 2 4 号線	若松区大字乙丸 6 4 0 番 1 地先から 若松区大字乙丸 6 3 5 番 4 地先まで

1 7 8 8	乙丸 2 8 号線	若松区大字乙丸 7 7 6 番地先から 若松区大字乙丸 6 4 0 番 1 地先まで
5 0 1	中央桃園 1 号線	八幡東区中央二丁目 3 0 番 4 地先から 八幡東区桃園四丁目 2 番地先まで
5 0 4	大蔵大谷 1 号線	八幡東区大蔵二丁目 6 5 5 番 1 2 地先から 八幡東区大谷二丁目 8 5 9 番 3 8 地先まで
5 0 6	春の町大 谷 1 号線	八幡東区春の町五丁目 1 2 番 3 地先から 八幡東区大谷一丁目 2 番 7 地先まで
1 4 2 1	中央 3 号 線	八幡東区中央三丁目 4 5 番 1 2 地先から 八幡東区中央二丁目 1 8 番 1 地先まで
1 4 2 4	中央 6 号 線	八幡東区中央二丁目 3 0 番 1 地先から 八幡東区中央二丁目 4 番 6 地先まで
1 4 2 5	中央 7 号 線	八幡東区中央二丁目 1 3 番 2 地先から 八幡東区中央二丁目 1 1 番 2 地先まで
1 4 2 6	中央 8 号 線	八幡東区中央二丁目 2 9 番 6 地先から 八幡東区中央二丁目 8 番 7 地先まで
1 4 2 7	中央 9 号 線	八幡東区中央二丁目 7 番 3 地先から 八幡東区中央二丁目 2 5 番 1 1 地先まで
1 4 3 6	中央 1 8 号線	八幡東区中央二丁目 2 0 番 1 地先から 八幡東区中央二丁目 2 1 番 1 地先まで
1 5 8 4	春の町 1 号線	八幡東区春の町五丁目 1 3 番 2 地先から 八幡東区春の町一丁目 1 8 番地先まで
1 5 8 5	春の町 2 号線	八幡東区春の町五丁目 1 1 番 3 地先から 八幡東区春の町二丁目 2 7 番 5 地先まで
1 5 8 7	春の町 4 号線	八幡東区春の町二丁目 9 6 7 番 1 地先から 八幡東区春の町二丁目 2 8 番 1 5 地先まで
7 2 3	町上津役 東上上津	八幡西区町上津役東一丁目 1 3 9 4 番 1 地先から 八幡西区上上津役四丁目 1 0 6 1 番 1 地先まで

	役 1 号線	
7 7 7	本城 5 号線	八幡西区御開四丁目 3 9 6 4 番 4 地先から 八幡西区本城学研台二丁目 2 1 番 1 0 8 地先まで
2 3 9 2	上上津役 4 3 号線	八幡西区上上津役四丁目 1 3 9 4 番 3 4 地先から 八幡西区上上津役三丁目 1 0 2 1 番地先まで
2 3 9 4	上上津役 4 5 号線	八幡西区上上津役三丁目 1 0 5 2 番 1 7 地先から 八幡西区上上津役三丁目 1 0 5 2 番 2 2 地先まで
2 3 9 5	上上津役 4 6 号線	八幡西区上上津役三丁目 1 0 5 0 番 1 4 地先から 八幡西区上上津役四丁目 1 3 9 4 番 3 2 地先まで
3 5 3 4	清納 9 号線	八幡西区清納二丁目 1 番 5 地先から 八幡西区清納二丁目 4 番 9 地先まで
3 5 3 5	清納 1 0 号線	八幡西区清納二丁目 6 番 1 6 地先から 八幡西区清納二丁目 9 番 5 地先まで
3 5 3 6	清納 1 1 号線	八幡西区清納二丁目 9 番 6 地先から 八幡西区清納二丁目 3 番 9 地先まで
3 5 3 9	清納 1 4 号線	八幡西区清納二丁目 5 番 2 地先から 八幡西区清納二丁目 7 番 4 地先まで
5 4 7 6	若葉 7 0 号線	八幡西区若葉三丁目 4 7 7 番 1 5 地先から 八幡西区若葉三丁目 5 0 8 番 2 2 2 地先まで
5 4 8 2	若葉 7 6 号線	八幡西区若葉三丁目 5 0 8 番 2 7 地先から 八幡西区若葉三丁目 5 0 8 番 2 1 地先まで
5 6 4 1	上上津役 1 0 9 号 線	八幡西区上上津役四丁目 1 0 6 1 番 1 3 地先から 八幡西区上上津役四丁目 1 0 6 1 番 1 0 地先まで
5 9 1 8	上上津役 1 1 6 号 線	八幡西区上上津役四丁目 1 3 9 4 番 3 2 地先から 八幡西区上上津役三丁目 1 0 6 0 番 1 地先まで
7 0 1 4	清納 1 6	八幡西区清納二丁目 5 番 2 1 地先から

	号線	八幡西区清納二丁目5番26地先まで
7017	若葉10 1号線	八幡西区若葉三丁目477番15地先から 八幡西区若葉三丁目477番9地先まで
506	千防1号 線	戸畑区中原新町114番62地先から 戸畑区千防三丁目5189番2地先まで
1346	千防8号 線	戸畑区千防三丁目79番5地先から 戸畑区千防三丁目75番1地先まで
1370	千防32 号線	戸畑区千防三丁目106番地先から 戸畑区千防三丁目69番1地先まで
1371	千防33 号線	戸畑区千防三丁目5152番1地先から 戸畑区千防三丁目75番1地先まで
1889	千防35 号線	戸畑区千防三丁目79番8地先から 戸畑区千防三丁目79番4地先まで
1894	千防36 号線	戸畑区千防三丁目5189番1地先から 戸畑区千防三丁目114番地先まで

北九州市告示第90号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を次のとおり指定する。

令和5年3月31日

北九州市長 武内和久

1 指定する道路の路線名及び区間

整理番号	路線名	区間
2008	市道新門司2号線	北九州市門司区新門司三丁目51番1地先から 北九州市門司区新門司二丁目17番地先まで
2013	市道新門司7号線	北九州市門司区新門司三丁目51番4地先から 北九州市門司区新門司三丁目80番1地先まで
2014	市道新門司8号線	北九州市門司区新門司三丁目22番地先から 北九州市門司区新門司三丁目67番17地先まで
2015	市道新門司9号線	北九州市門司区新門司三丁目30番地先から 北九州市門司区新門司三丁目26番地先まで
3065	市道新門司11号線	北九州市門司区新門司三丁目81番5地先から 北九州市門司区新門司三丁目81番4地先まで
2908	市道皇后崎町13号線	北九州市八幡西区皇后崎町15番1から 北九州市八幡西区皇后崎町15番16まで

2 指定する期日 令和5年4月1日

北九州市告示第91号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第10条第1項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

令和5年3月31日

北九州市長 武内和久

1 指定する道路の路線名及び区間

整理番号	路線名	区間
2008	市道新門司2号線	北九州市門司区新門司三丁目51番1地先から 北九州市門司区新門司二丁目17番地先まで
2908	市道皇后崎町13号線	北九州市八幡西区皇后崎町15番1から 北九州市八幡西区皇后崎町15番16まで

2 指定する期日 令和5年4月1日

3 通行方法

第1項で指定する道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

- (1) 走行位置の指定 トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行すること。道路に隣接する施設等に出入りするために、やむを得ず車線からはみ出す場合は、標識、樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。
- (2) 後方警戒措置 後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、縦の長さ0.12メートル以上横の長さ0.23メートル以上又は縦の長さ0.23メートル以上横の長さ0.12メートル以上の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を車両の後方の見やすい箇所に掲げること。
- (3) 道路情報の収集 道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、道路情報を収集し、あらかじめ上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

北九州市告示第 9 2 号

車両制限令（昭和 3 6 年政令第 2 6 5 号）第 3 条第 4 項の規定に基づき、国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車（以下「国際海上コンテナ車」という。）の重量及び長さの最高限度を同項に規定する重量及び長さとする道路を次のとおり指定し、併せて、同令第 1 0 条第 2 項の規定に基づき、当該道路を通行する国際海上コンテナ車の通行方法を次のとおり定める。

令和 5 年 3 月 3 1 日

北九州市長 武 内 和 久

1 指定する道路の路線名及び区間

整理番号	路線名	区間
2 0 0 8	市道新門司 2 号線	北九州市門司区新門司三丁目 5 1 番 1 地先から 北九州市門司区新門司二丁目 1 7 番 地先まで

2 指定する期日 令和 5 年 4 月 1 日

3 通行方法

橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路を通行する場合にあっては、徐行するとともに、1 の径間の 1 の車線において限度超過車両（道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 4 7 条の 2 第 1 項に規定する車両をいう。）又は他の国際海上コンテナ車と連続して通行しないこと。

北九州市告示第 9 3 号

車両制限令（昭和 3 6 年政令第 2 6 5 号）第 3 条第 4 項の規定に基づき指定した、国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車の重量及び長さの最高限度を同項に規定する重量及び長さとする道路について、次のとおりその指定を解除する。

令和 5 年 3 月 3 1 日

北九州市長 武 内 和 久

1 指定を解除する道路の路線名及び区間

整理番号	路線名	区間
2 0 1 2	市道新門司 6 号線	北九州市門司区新門司三丁目 3 7 番地先から 北九州市門司区新門司三丁目 5 9 番地先まで

2 指定を解除する期日 令和 5 年 4 月 1 日

北九州市告示第94号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、令和5年度の一般廃棄物処理実施計画を定めたので、北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成5年北九州市条例第28号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年3月31日

北九州市長 武内和久

令和5年度一般廃棄物処理実施計画

1 一般廃棄物の区分

(1) ごみ

ア 市収集ごみ

(ア) 家庭ごみ

- a 家庭から排出される日常生活に伴って生ずる生ごみ、プラスチック類及び紙くず並びにこれらと性状が同等に取り扱い得るもの
- b 家庭の住居と事業所が建物の構造上一体で、家庭から排出されるものと事業活動に伴って排出される一般廃棄物との区別が難しく、家庭並みのごみ量の事業所から排出されるもの

(イ) 粗大ごみ

- a 家庭から排出される家具、寝具、電化製品、厨房器具、自転車等で、家庭ごみ及び資源化物として収集しないもの
- b 引越し等に伴い一時的に多量に家庭から排出されるもの

(ウ) 資源化物

家庭から排出されるものであって次に掲げるもの

- a かん
- b びん
- c ペットボトル
- d プラスチック製容器包装
- e 紙製の容器包装（飲料を充てんするための容器（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）に限る。以下「紙パック」という。）
- f 発泡スチロール製食品用トレイ（以下「トレイ」という。）
- g 蛍光管
- h 水銀体温計、水銀温度計及び水銀血圧計等（以下「水銀使用廃製品」という。）

- i 乾電池、二次電池、製品一体型電池等（以下「電池類」という。）
 - j 小型の金属類（粗大ごみとして定めているものを除く。以下「小物金属」という。）
 - k 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号）第2条第2項に規定する使用済小型電子機器等（以下「小型家電」という。）
- (エ) 環境保全ごみ
環境保全上処理を必要とする不法投棄ごみ等
- (オ) 動物の死体
犬、猫その他の小動物の死体
- イ 自己搬入ごみ（特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第5項に定めるもの（以下「特定家庭用機器廃棄物」という。）並びに事業活動に伴って排出される資源化可能な紙くず及び木くずを除く。以下同じ。）
- (ア) 事業活動に伴って排出される一般廃棄物であって、家庭ごみ及び粗大ごみと同等のごみで、家庭から排出されるごみの処理に支障のない量のものうち、法第7条第1項に規定する一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者及び許可を要しない者（以下「収集運搬許可業者等」という。）又は排出者自らが収集運搬するもの
- (イ) 家庭から排出される資源化物以外のごみで、収集運搬許可業者等又は排出者自らが収集運搬するもの
- ウ 許可業者ごみ
- (ア) 法第7条第6項に規定する一般廃棄物処分業の許可を受けた者及び許可を要しない者が処分するもの
- (イ) 法第9条の9第1項の規定により環境大臣から一般廃棄物の広域的処理の認定を受けたもの
- (ウ) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）第15条第3項の規定による認定を受けた特定事業者又は同法第21条第1項の規定による指定を受けた法人が再商品化するもの
- (エ) 特定家庭用機器再商品化法第23条第3項の規定による認定を受けた者又は同法第32条第1項の規定による指定を受けた法人が再商品化するもの
- (オ) 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律第10条

第3項の規定による認定を受けた者が処分（再生を含む。）するもの
 エ 市が収集しないごみ

次に掲げる品目等は市での収集は行わないため、処理に当たっては、
 販売元、製造元、専門の処理業者等に相談すること。

区分		品目等
排出禁止物 （条例第15条関係）	有害性のある物 （感染性を含む。）	農薬、殺虫剤、有害な薬品類（家庭医薬品でない物）、在宅医療廃棄物（使用済の注射針、体液及び血液の付いた点滴バッグ、チューブ、カテーテル等）等
	危険性のある物	消火器、ガスボンベ類、カセットボンベ（中身の残っている物）、オイルヒーター、発煙筒等
	引火性のある物	ガソリン、灯油、オイル類（食用を除く。）、廃油、火薬類、塗料、ペンキ等
	著しく悪臭を発する物	著しく汚物の付着した紙おむつ等
	特別管理一般廃棄物	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第1条に規定する一般廃棄物（同条第1号に規定する部品のうち、安定器、汚染物及び3kg未満の小型電気機器を除く。）
	市が行う処理に著しい支障を及ぼす物	バイク、ボート（ゴムボートを除く。）、自動車、タイヤ、バッテリー、ピアノ、金庫、電動式車いす、電動カート、生木・剪定枝（長さ2mを超える物又は直径10cmを超える物）、材木（長さ2mを超える物又は直径20cmを超える物）等
	体積又は重量が著しく大きい物	1辺の長さが3mを超える物、体積が2m ³ を超える物、重量が70kgを超える物等 ※品目によっては、上記よりも厳しい条件有り
堅牢な物	石材、鋼材等の堅牢な物で、直径30cmを超える物又は10kgを超える物	
特定家庭用機器再商	エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機	

品化法に基づく物	、衣類乾燥機等（特定家庭用機器再商品化法対象品目に限る。）
----------	-------------------------------

(2) し尿

ア 市収集し尿

(ア) 家庭から排出されるし尿で収集が必要なもの

(イ) 事業活動に伴って排出されるし尿で収集が必要なもののうち、計画収集が可能なもの

イ 自己搬入し尿

事業活動に伴って排出されるし尿で収集が必要なもの

(3) 浄化槽汚泥

2 計画処理の概要

区分		計画処理量
ごみ	市収集ごみ	189,900 t
	自己搬入ごみ	132,000 t
	許可業者ごみ	15,900 t
	環境保全ごみ	4,700 t
	動物の死体	5,100 個
し尿	市収集し尿	5,000 k l
	自己搬入し尿	6,000 k l
浄化槽汚泥		20,000 k l

3 処理計画

第2期北九州市循環型社会形成推進基本計画に基づき、ごみの減量化・資源化と適正処理の取組を行う。

(1) ごみの排出抑制、再使用及び再資源化計画

ア 排出抑制、再使用及び再資源化の方法

(ア) 家庭ごみの指定袋制度の実施

指定袋による家庭ごみの収集を実施し、家庭ごみの排出量抑制を図る。

(イ) 資源化物の指定袋制度の実施

資源化物のうち、かん、びん、ペットボトル及びプラスチック製容器包装については、指定袋による収集を実施し、資源化物の排出抑制及び分別促進を図る。

(ウ) 古紙リサイクルの促進

家庭から排出される古紙が資源としてリサイクルされるよう、古紙

回収奨励金制度、回収用保管庫貸与制度、新聞販売店回収等により、地域の実情に応じて雑がみを含めた古紙回収を促進する。また、事業所から排出される古紙については、民間の古紙リサイクル施設へ収集運搬されるように働きかけるほか、商店街等に古紙回収用保管庫を貸与するオフィス町内会等により古紙回収を促進する。

(エ) 古着リサイクルの促進

家庭から排出される古着のリサイクルを進めるため、回収奨励金制度等により、分別排出に取り組みやすい体制づくりを図る。また、回収した古着の一部をリユースする。

(オ) 生ごみ等食品廃棄物の 3 R の促進

家庭から排出される生ごみの減量化・資源化を推進するため、生ごみコンポスト化容器活用講座等の実施やコンポストの用途拡大に取り組む。また、食品ロスの削減に向け、「残しま宣言」運動による周知啓発等を通じて、生ごみの排出抑制を図る。さらに、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号）を踏まえ、公共施設等の事業所から排出される食品廃棄物の減量化・資源化の促進を図る。

(カ) 小型家電リサイクルの促進

回収方法の拡充により、家庭から排出される小型家電のリサイクル促進を図る。

(キ) 適正包装等の促進

家庭から排出されるごみの減量化を推進するため、マイバッグの利用の促進を図る。また、簡易包装の普及等を通じて、過剰包装の抑制を図る。

(ク) 事業系一般廃棄物の減量化・資源化の促進

条例に基づき、排出事業者に対し、ごみの減量化・資源化に関する指導を徹底し、事業系一般廃棄物の減量化・資源化を促進する。

- a ごみ処理マニュアルの作成や事業所戸別訪問による、ごみの減量化及び適正排出に向けた指導及び啓発
- b 北九州市の処理施設における搬入ごみ検査の強化による、適正処理と減量化・資源化の促進
- c 古紙、かん、びん、廃木材、被服等の資源化物のリサイクルの促進
- d オフィス町内会の組織化の促進による古紙の減量化・資源化の促進

- e 市役所内から排出されるごみの減量化・資源化の徹底
 - f 事業者・市民・行政の連携による食品廃棄物の減量化・資源化の促進
- (ケ) ごみの減量化・資源化及び適正処理に関する市民及び事業者に対する広報及び啓発活動の実施
- a 環境ミュージアムの活用
 - b 出前講演の実施
 - c ホームページの活用
 - d 「大都市減量化・資源化共同キャンペーン」の実施
 - e 市民リサイクル啓発用映像の活用
 - f 「北九州市の環境」の発行
 - g ごみ処理施設等の施設見学の受入れ
 - h 家庭ごみステーションにおける排出指導、啓発及び地域の取組支援の実施
 - i その他、市民等がごみ問題に取り組むために必要な広報活動及び情報提供

イ 再資源化の方法及び計画処理量

再資源化の方法	計画処理量
資源化物のうち、かん、びん及びペットボトルを選別し、再資源化業者に引き渡す。	10, 100 t
資源化物のうち、プラスチック製容器包装を選別し、再資源化業者に引き渡す。	7, 400 t
資源化物のうち、紙パック及びトレイを選別し、再資源化業者に引き渡す。	180 t
資源化物のうち、蛍光管及び水銀使用廃製品を再資源化業者に引き渡す。	60 t
資源化物のうち、電池類を再資源化業者に引き渡す。	14 t
資源化物のうち、小物金属を再資源化業者に引き渡す。	160 t
資源化物のうち、小型家電を再資源化業者に引き渡す。	10 t
家庭から排出される古紙及び古着を地域で回収し、再資源化業者に引き渡す。	16, 200 t

家庭から排出される剪定枝を地域で回収し、再資源化業者に引き渡す。	170 t
家庭から排出される廃食用油を地域で回収し、再資源化業者に引き渡す。	5 t
家庭から排出される生ごみ等を家庭で堆肥化し、利用する。	—
家庭から排出されるインクカートリッジを市役所及び区役所で回収し、再資源化業者に引き渡す。	—
家庭から排出される古着を区役所等公共施設、北部九州・古着地域循環推進協議会に参加する事業者の店頭等で回収し、再資源化業者に引き渡す。	30 t
新門司工場に搬入されるごみを熔融処理した後にスラグ及びメタルを回収し、再資源化業者に引き渡す。	スラグ 10,300 t メタル 2,290 t
粗大ごみから鉄を回収し、再資源化業者に引き渡す。	1,450 t
皇后崎工場に搬入されるごみを焼却した後に発生した焼却主灰を、再資源化業者に引き渡す。	300 t
事業活動に伴って排出される古紙を事業者版の集団資源回収組織である「オフィス町内会」で回収し、再資源化業者に引き渡す。	290 t
事業活動に伴って排出される廃木材及び剪定枝をチップ化し、再資源化する。	11,400 t
事業活動に伴って排出される紙くずを再資源化する。	3,900 t
事業活動に伴って排出される食品廃棄物を再資源化する。	600 t

注 ペットボトルの約半数については、ペットボトルへ再資源化することを条件に入札し、これを落札した事業者引き渡す。当該入札分を除くペットボトル、トレイ、プラスチック製容器包装及びびん（白びん及び茶びんを除く。）については、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会に引き渡して再資源化する。

(2) ごみの収集運搬に係る計画

ア 対象区域

北九州市全域

イ ごみの持ち出し及び収集運搬の方式

(ア) ステーション方式

所定のステーションから収集することをいう。

排出者は、収集日当日の午前8時30分までに市長が指定する袋に入れて所定のステーションに持ち出す。

(イ) 拠点回収方式

所定の回収拠点から収集することをいう。

排出者は、回収拠点の回収ボックスに対象物を投入する。

(ウ) 戸別収集方式

a ふれあい収集

別に定める対象者の求めに応じ、当該世帯からごみを収集することをいう。

排出者は、収集日当日の午前8時30分までに市長が指定する袋に入れて所定の場所に持ち出す。

b 粗大ごみの一般収集

粗大ごみ受付センターで受け付けた場所に持ち出された粗大ごみを収集することをいう。

排出者は、粗大ごみ処理手数料を収納事務受託者に納付する場合は一般収集の処理手数料に見合った額の北九州市粗大ごみ処理手数料納付券に氏名又は受付番号を、指定納付受託者に納付を委託する場合は任意用紙等に受付番号、収集日及び金額を記載し、粗大ごみに明確に分かるように貼付して、粗大ごみ受付センターで受け付けた場所に持ち出す。

c 粗大ごみの特別収集

別に定める対象者の求めに応じ、当該世帯の住居から粗大ごみを収集することをいう。

排出者は、特別収集に見合った額の北九州市粗大ごみ処理手数料納付券に氏名又は受付番号を記入の上、粗大ごみに明確に分かるように貼付して、粗大ごみ受付センターの指示に従って、北九州市に引き渡す。ただし、次に掲げる物については対象とならない。

(a) 人手(3人以上)により持ち出すことができない物

(b) 取り外し作業、解体作業その他特別な作業を行わなければ、持ち出すことができない物

ウ 市長が指定する袋

(ア) 共通事項

製造者	北九州市
材質	高密度ポリエチレン
袋の色	無色半透明

(イ) 個別事項

区分	容量	文字等
家庭ごみ用 (大袋)	4 5 L	北九州市家庭ごみ用指定袋 (大) その他市長が指定する文字等
家庭ごみ用 (中袋)	3 0 L	北九州市家庭ごみ用指定袋 (中) その他市長が指定する文字等
家庭ごみ用 (小袋)	2 0 L	北九州市家庭ごみ用指定袋 (小) その他市長が指定する文字等
家庭ごみ用 (特小袋)	1 0 L	北九州市家庭ごみ用指定袋 (特小) その他市長が指定する文字等
かん・びん用	2 5 L	北九州市かん・びん用指定袋その他市長が指定する文字等
ペットボトル用 (大袋)	4 5 L	北九州市ペットボトル用指定袋 (大) その他市長が指定する文字等
ペットボトル用 (小袋)	2 5 L	北九州市ペットボトル用指定袋 (小) その他市長が指定する文字等
プラスチック製容器包装用 (大袋)	4 5 L	北九州市プラスチック製容器包装用指定袋 (大) その他市長が指定する文字等
プラスチック製容器包装用 (小袋)	2 5 L	北九州市プラスチック製容器包装用指定袋 (小) その他市長が指定する文字等

エ ふれあい収集の対象者

家庭から出るごみ及び資源化物を自ら又は親族、地域住民、ボランティア等の協力により、ステーションに持ち出すことが困難な者で、次の

いずれかで構成される世帯

- (ア) 介護保険法（平成9年法律第123号）第27条の規定による要介護認定において、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第1条第1項に規定する要介護2以上に該当すると認められた者
- (イ) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条に規定する障害福祉サービスの受給認定を受けている者
- (ウ) その他環境局長が認める者

オ 粗大ごみの特別収集の対象者

区分	対象者
高齢者	満65歳以上の者
身体障害者	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者
知的障害者	児童相談所又は障害福祉センターにおいて知的障害者との判定を受けている者
精神障害者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条に規定する精神障害者
傷病者	傷病又は疾病のため、一時的に体力の低下している者
妊産婦	妊婦又は産後8週間の期間にある者
年少者	満16歳未満の者
その他	その他体力の面から粗大ごみの持ち出しが困難と市長が認める者

カ 区分ごとの収集主体、方式、回数、方式及び量

区分	収集主体	方式	回数	計画収集量
家庭ごみ	北九州市	ステーション方式	週2回	168,000t
		戸別収集方式（ふれあい収集）	週1回	
かん及びびん	北九州市	ステーション方式	週1回	7,300t
		戸別収集方式（ふれあい収集）	週1回	
ペットボ	北九州市	ステーション方式	週1回	2,800t

トル		式		
		戸別収集方式（ふれあい収集）	週1回	
プラスチック製容器包装	北九州市	ステーション方式	週1回	7,400 t
		戸別収集方式（ふれあい収集）	週1回	
紙パック及びトレイ	北九州市	拠点回収方式	随時	180 t
小物金属	北九州市	拠点回収方式	随時	160 t
蛍光管	北九州市	拠点回収方式	随時	60 t
水銀使用廃製品	北九州市	拠点回収方式	随時	上記60 tに含む
電池類	北九州市	拠点回収方式	随時	14 t
小型家電	北九州市	拠点回収方式	随時	10 t
粗大ごみ	北九州市	戸別収集方式（一般収集）	月1回 （ただし、引越ごみについては必要に応じてその都度。）	4,000 t
		戸別収集方式（特別収集）		
		ステーション方式（馬島及び相島に限る。）	年6回	
動物の死体	北九州市、排出者及び収集運搬許可業者等	飛散流出しない方法	必要に応じてその都度	5,100 個

環境保全 ごみ	北九州市	飛散流出しない 方法	必要に 応じて その都 度	4, 700 t
自己搬入 ごみ	排出者及 び収集運 搬許可業 者等	飛散流出しない 方法	必要に 応じて その都 度	132, 000 t
許可業者 ごみ（廃 木材及び 剪定枝）	排出者及 び収集運 搬許可業 者等	飛散流出しない 方法	必要に 応じて その都 度	11, 400 t
許可業者 ごみ（紙 ）	北九州市 、排出者 及び収集 運搬許可 業者等	飛散流出しない 方法	必要に 応じて その都 度	3, 900 t
許可業者 ごみ（食 品廃棄物 ）	収集運搬 許可業者 等	飛散流出しない 方法	必要に 応じて その都 度	600 t

注1 家庭ごみ、かん、びん、ペットボトル及びプラスチック製容器包装の町ごとの収集曜日は、別表のとおりとする。ただし、12月29日から1月3日までの収集日については、排出者に別途周知する。

注2 収集運搬業については、現状の体制で北九州市内で発生する一般廃棄物を収集運搬する能力が充足しているため、基本的に新規の許可は行わない。ただし、能力が不足する場合は、この限りではない。

注3 許可業者ごみ（紙）において、北九州市が収集する物

- (1) 市立小学校及び市立中学校から排出される紙パック
 - (2) 市立幼稚園、市立小学校、市立中学校及び市立特別支援学校から排出される機密古紙
- (3) ごみの処分に係る計画
- ア ごみ処理施設の概要
 - (ア) 再資源化（破砕、選別等）

事業者名 (施設名)	対象物	所在地	処理方式	処理能力
北九州市 (新門司工場)	紙パック トレイ	門司区新門司 三丁目79番 地	ストックヤード	—
北九州市 (不燃粗大 仮置場)	粗大ごみ (鉄)	小倉北区西港 町96番地の 2	ストックヤード	—
北九州市 (日明かん びん資源化 センター)	かん びん ペットボ トル	小倉北区西港 町97番3	アルミ缶の選 別 マグネット プーリー回転 式	32.5 9 t / 5 時間
			スチール缶の 選別 永磁吊下式	
			びん及びペッ トボトルの手 選別 直線ベルト コンベア式	
	紙パック トレイ	小倉北区西港 町97番3	ストックヤード	—
北九州市 (本城かん びん資源化 センター)	かん びん ペットボ トル	八幡西区洞北 町7番10号	アルミ缶の選 別 永久磁石回 転プーリー式	63 t / 5時間
			スチール缶の 選別 電磁永磁併 用吊り下げ方 式	
			びん及びペッ トボトルの手	

			選別 直線ベルト コンベア式	
	紙パック トレイ	八幡西区洞北 町7番10号	ストックヤー ド	—
日本資源流 通株式会社 (北九州市 プラスチック 資源化セ ンター)	プラスチ ック製容 器包装	小倉北区西港 町86番地の 13	揺動式ふるい 直線ベルトコ ンベア式	60 t / 12時間
木材開発株 式会社	廃木材	若松区南二島 五丁目3番2 号	ハンマー式	120 t / 8時間
ホクザイ運 輸株式会社	廃木材 剪定枝	小倉北区西港 町72番地の 32、33、 34、35及 び42	ハンマー式	700 t / 8時間
梅崎礦業株 式会社	廃木材	門司区新門司 三丁目67番 地16	回転ナイフ式	18 t / 8時間
株式会社金 田商店	廃木材	門司区新門司 三丁目67番 地61	一軸破砕機 (自走式) 二軸破砕機 (自走式)	179. 9 t / 8 時間
株式会社守 恒造園建設	廃木材 剪定枝	小倉南区大字 堀越483番 地の1及び5 10番地の1	回転ナイフ式	4 t / 8 時間
株式会社野 原商会	木くず 紙くず 繊維くず	門司区新門司 三丁目25番 地	二軸破砕機 一軸破砕機 圧縮梱包機	44.2 t / 5時 間
		門司区新門司	二軸式破砕機	59.3

		三丁目52番地	圧縮梱包機	8 t / 5 時間
株式会社坪井商店	紙くず	小倉北区高浜二丁目7番47号	油圧プレス式	100 t / 8 時間
北九資源株式会社	紙くず	小倉北区青葉一丁目2番7号	油圧プレス式	60 t / 5 時間
株式会社ジェイ・リライツ	蛍光管 水銀体温計 水銀血圧計 水銀温度計 一次電池	若松区響町一丁目62番地の17	湿式二軸せん断破碎機 乾式スクリーパー型破碎機 ハンマー式	
九州メタル産業株式会社	特定家庭用機器廃棄物（電気冷蔵庫及び電気冷凍庫を除く。） 使用済FRP船 使用済パーソナルコンピューター 使用済自動二輪車 小型家電 粗大ごみ（がれき類除く。）	小倉北区西港町62番地4	破碎機選別機 磁選機 ふるい機	296.1 t / 5 時間

)			
西日本家電 リサイクル 株式会社	特定家庭 用機器廃 棄物	若松区響町一 丁目62番地	破碎機 選別機 磁選機 減容機	292. 8 t / 2 4時間
株式会社リ サイクルテ ック	家庭用電 化製品（ 特定家庭 用機器廃 棄物を除 く。）	若松区響町一 丁目62番地 の13及び1 4	縦型一軸せん 断式 油圧プレス式	38.4 1 t / 2 4時間
九州製紙株 式会社	紙	八幡東区大字 前田2142 番地の1	パルパー	135 t / 24時 間
株式会社西 日本ペーパ ーリサイク ル	紙	若松区響町一 丁目62番地	横型ハンマー 式 縦型せん断式 油圧プレス式	90.1 t / 5時 間
株式会社丸 清	紙	若松区南二島 四丁目2番1 8号	油圧プレス式	102 t / 5時間
有限会社K A R S	かん びん ペットボ トル 紙コップ	若松区響町一 丁目62番地 の19	アルミ缶の選 別 高磁力回転 ドラム方式 スチール缶の 選別 吊り下げ磁 石方式 びん、ペット ボトル及び紙 コップの手選 別 直線ベルト	96 t / 24時間

			コンベア式	
西日本ペットボトルリサイクル株式会社	ペットボトル	若松区響町一丁目62番地	フレーク処理 ペレット処理	118.8 t / 24時間
日本製鉄株式会社	プラスチック製容器包装	八幡東区大字前田2145番地の2	破碎機 選別機 減容成形機	216 t / 24時間
UBE三菱セメント株式会社	焼却灰	八幡西区洞南町1番1号	水洗設備 ロータリーキルン式焼成炉	120 t / 24時間
北九州アッシュリサイクルシステムズ株式会社	ばいじん	戸畑区牧山五丁目1番1号	水洗設備 ロータリーキルン式乾燥炉	116 t / 24時間
日本磁力選鉱株式会社	小型家電 二次電池	若松区響町一丁目79番地の4、5、6、7、8及び9	小型家電 回転式破碎 磁力選別 ふるい選別	42.5 t / 5時間
			二次電池 蒸気加熱式 熱分解炉	4.5 t / 24時間
山光金属株式会社	小型家電 古紙 繊維くず 金属くず ガラスくず	若松区響町一丁目13番地4	二軸破碎機 シュレッダー 分級選別	69.9 t / 5時間
株式会社ウエルクリエイト	食品廃棄物	若松区向洋町10番地1	粉碎機 脱水機	4.5 t / 24時間
福岡金属興業株式会社	廃プラスチック類	若松区向洋町52番1	破碎機 磁選機	60.8 t / 8時間

			非鉄選別機	間
株式会社折園	木くず	八幡西区大字 浅川942番 208	移動式兼用破 砕機	4.4t ／8時間

(イ) 中間処理（焼却等）

事業者名 （施設名）	処理 区分	所在地	処理方式	処理能力
北九州市 （新門司工場）	焼却	門司区新門司三 丁目79番地	シャフト炉 式ガス化溶 融炉	720t／24 時間
北九州市 （日明工場）	焼却	小倉北区西港町 96番地の2	連続燃焼式	600t／24 時間
北九州市 （皇后崎工場）	焼却	八幡西区夕原町 2番1号	連続燃焼式	810t／24 時間
光和精鋳株 式会社 ※休止中	焼却	戸畑区大字中原 46番地9 3	ロータリー キルン方式	廃プラスチック 類 64.4t／2 4時間 紙くず 112t／24 時間 木くず 128t／24 時間 繊維くず 112t／24 時間
アサヒプリ テック株式 会社	焼却	若松区響町一丁 目111番2	ストーカ方 式	45t／24時 間
中間貯蔵・ 環境安全事	分解 分離	若松区響町一丁 目62番24	プラズマ溶 融分解	10.4t／2 4時間

業株式会社			真空加熱分 離	4.5 t / 24 時間
			脱塩素化分 解	0.5 t / 24 時間

(ウ) 最終処分

事業者（施設名）	北九州市（響灘西地区廃棄物処分場）
所在地	若松区響町三丁目地先
埋立面積	371,150 m ²
全体容量	4,571,000 m ³
埋立区域	2区画
埋立方法	片押し工法による埋立て整地

イ 部門ごとの処理量

部門	区分	計画処理量	
選別	市収集ごみ	17,700 t	
破碎	市収集ごみ	2,200 t	4,530 t
	環境保全ごみ	30 t	
	自己搬入ごみ	2,300 t	
焼却	市収集ごみ	173,000 t	305,700 t
	環境保全ごみ	4,700 t	
	自己搬入ごみ	128,000 t	
	動物の死体	5,100 個	
埋立	市収集ごみ	2,400 t	43,400 t
	環境保全ごみ	0 t	
	自己搬入ごみ	2,000 t	
	焼却灰	39,000 t	

備考 上記以外に直方市、行橋市、中間市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町及びみやこ町のごみについて、各自治体との協定に基づく品目を処理する。また、災害廃棄物について、国及び被災自治体等から北九州市に処理の要請があり、北九州市が処理可能であると判断できる場合は、当該廃棄物を処理する。

(4) し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬にかかる計画

ア 対象区域

北九州市全域

イ 収集運搬の方式

バキューム車による。

ウ 区分ごとの収集回数及び量

区分	収集主体	回数	計画収集量
市収集し尿	北九州市	概ね20日に1回	5,000kl
自己搬入し尿	排出者	必要に応じてその都度	6,000kl
浄化槽汚泥	収集運搬許可業者等	必要に応じてその都度	20,000kl

注 浄化槽汚泥のうち馬島及び藍島から排出されるものについては、北九州市及び収集運搬許可業者等が収集する。

エ 中継施設

事業者 (施設名)	所在地	浄化センターへの 圧送能力
北九州市 (西港し尿圧送所)	小倉北区西港町24番地	250kl/日
北九州市 (皇后崎し尿投入所)	八幡西区夕原町2番4号	500kl/日

(5) し尿及び浄化槽汚泥の処分にかかる計画

ア 処分の方法

中継施設へ投入し、し尿以外のごみを取り除いた後、浄化センターに圧送し、処理する。

イ 区分ごとの量

区分	計画処理量
市収集し尿	5,000kl
自己搬入し尿	6,000kl
浄化槽汚泥	20,000kl

別表 町名ごとの収集曜日

区	町名	家庭ごみ	プラスチック 製容器包装
門司区	老松町、花月園、上本町、大字吉志（一部）、吉志一丁目（一部）、吉志四丁目、吉志五丁目、吉志六丁目、吉志七丁目、吉志新町一丁目、吉志新町二丁目、吉志新町三丁目、旧門司一丁目、旧門司二丁目、清滝三丁目、清滝四丁目、清滝五丁目、清見一丁目、清見二丁目、清見三丁目、清見四丁目、清見佐夜町（一部）、大字黒川（一部）、栄町、庄司町、谷町一丁目、谷町二丁目、長谷一丁目、長谷二丁目、鳴竹一丁目（一部）、西海岸一丁目、西海岸二丁目、西海岸三丁目、錦町、大字畑（一部）、畑田町、浜町、東本町一丁目、東本町二丁目、東港町、東門司一丁目、東門司二丁目、法師庵、本町、丸山一丁目、丸山二丁目（一部）、丸山三丁目、丸山四丁目、港町及び大字門司	月曜日及び木曜日	火曜日
	青葉台、泉ヶ丘、稲積一丁目、稲積二丁目、梅ノ木町、上藤松一丁目、上藤松二丁目、上藤松三丁目、上馬寄一丁目、上馬寄二丁目、上馬寄三丁目、黄金町、小松町、下二十町、下馬寄、社ノ木一丁目、社ノ木二丁目、新原町、大字大里（一部）、大里新町、大里戸ノ上一丁目、大里原町、大里東一丁目、大里東口、大里本町一丁目、大里本町二丁目、大里本町三丁目、大里桃山町、高田一丁目、高田二丁目、中町、西新町一丁目、西新町二丁目、原町別院、東新町一丁目、東新町二丁目、東馬寄、光町一丁目、光町二丁目、藤松一丁目、藤松二丁目、藤松三丁目、不老町一丁目、不老町二丁目、別院、松原一丁目、松原二丁目、松原三丁目、緑ヶ丘、桃山台、柳原町、柳町一丁目、柳町二丁目、柳町三丁目及び柳町四丁目	火曜日及び金曜日	月曜日
	大字伊川、大字今津、大久保一丁目、大久保二丁目、大久保三丁目、大字大積、奥田一丁目、奥田二丁目、奥田三丁目、奥田四丁目、奥田五丁目、風師一丁目、風師二丁目、風師三丁目、風師四丁目、春日町、片上海岸、片上町、上二十町、大字吉志（一部）、吉志一丁目（一部）、吉志二丁目、吉志三丁目、北川町、大字喜多久、清滝一丁目、清見佐夜町（一部）、葛葉一丁目、葛葉二丁目、葛葉三丁目、大字黒川（一部）、黒川西一丁目、黒川西二丁目、黒川西三丁目、黒川東一丁目、黒川東二丁目、小森江一丁目、小森江二丁目、小森江三丁目、大字猿喰、寺内一丁目、寺内二丁目、寺内三丁目、寺内四丁目、寺内五丁目、大字白野江、白野江一丁目、白野江二丁目、白野江三丁目、白野江四丁目、城山町、新開、新門司一丁目、新門司二丁目、新門司三丁目、新門司北一丁目、新門司北二丁目、新門司北三丁目、瀬戸町、大字大里（一部）、大里桜ヶ丘、大里戸ノ		木曜日

	上二丁目、大里戸ノ上三丁目、大里戸ノ上四丁目、大里東二丁目、大里東三丁目、大里東四丁目、大里東五丁目、大里元町、高砂町、太刀浦海岸、大字田野浦、田野浦一丁目、田野浦二丁目、田野浦三丁目、田野浦海岸、大字恒見、恒見町、永黒一丁目、永黒二丁目、中二十町、鳴竹一丁目（一部）、鳴竹二丁目、大字畑（一部）、羽山一丁目、羽山二丁目、大字柄杓田、柄杓田町、広石一丁目、広石二丁目、二夕松町、松崎町、丸山二丁目（一部）、丸山吉野町、南本町、元清滝及び矢筈町		
小倉北区	青葉一丁目、青葉二丁目、足原一丁目、足原二丁目、愛宕一丁目、愛宕二丁目、泉台一丁目、泉台二丁目、泉台三丁目、泉台四丁目、板櫃町、鋳物師町、金田三丁目、上到津二丁目（一部）、木町二丁目、木町三丁目、清水一丁目、清水二丁目、清水三丁目、清水四丁目、清水五丁目、霧ヶ丘一丁目、霧ヶ丘二丁目、霧ヶ丘三丁目、金鷄町、熊本一丁目、熊本二丁目、熊本三丁目、熊本四丁目、黒原一丁目、黒原二丁目、黒原三丁目（一部）、黄金二丁目、菜園場一丁目、菜園場二丁目、皿山町、篠崎一丁目（一部）、下到津一丁目、下到津四丁目、下到津五丁目、白銀二丁目、新高田一丁目、新高田二丁目、高尾一丁目、豎林町、中井口（一部）、西港町（一部）、日明一丁目、日明二丁目、日明三丁目、日明四丁目、日明五丁目、東篠崎一丁目（一部）、東篠崎三丁目、東港一丁目、東港二丁目、平松町、弁天町、真鶴一丁目、真鶴二丁目、緑ヶ丘一丁目、緑ヶ丘二丁目及び緑ヶ丘三丁目	月曜日及び木曜日	火曜日
	赤坂一丁目、赤坂二丁目、赤坂三丁目、赤坂四丁目、赤坂五丁目、大字足原、足立一丁目、足立二丁目、足立三丁目、大田町、大手町、大島一丁目、大島二丁目、大島三丁目、金田一丁目、金田二丁目、上富野一丁目、上富野二丁目、上富野三丁目、上富野四丁目、上富野五丁目、香春口一丁目、神岳一丁目、神岳二丁目、貴船町、木町一丁目、木町四丁目、黄金一丁目、小文字一丁目、小文字二丁目、山門町、下富野一丁目、下富野二丁目、下富野三丁目、下富野四丁目、下富野五丁目、寿山町、城内、昭和町、白銀一丁目、神幸町、末広一丁目、末広二丁目、須賀町、砂津一丁目、砂津二丁目、砂津三丁目、大門一丁目、大門二丁目、高浜一丁目、高浜二丁目、豎町一丁目、豎町二丁目、田町、常盤町、大字富野、富野台、中島一丁目、中島二丁目、長浜町、馬借一丁目（一部）、馬借二丁目（一部）、原町一丁目、原町二丁目、妙見町、室町一丁目、室町二丁目、室町三丁目及び吉野町		金曜日
	浅野一丁目、浅野二丁目、浅野三丁目、朝日ヶ丘、井堀一丁目、井堀二丁目、井堀三丁目、井堀四丁目、井堀五丁目、魚町一丁目、魚町二丁目、魚町三丁目、魚町四丁目、宇佐町一丁目、	火曜日及び金曜日	月曜日

	<p>宇佐町二丁目、江南町、鍛冶町一丁目、鍛冶町二丁目、片野一丁目、片野二丁目、片野三丁目、片野四丁目、片野五丁目、上到津一丁目、上到津二丁目（一部）、上到津三丁目、上到津四丁目、香春口二丁目、京町一丁目、京町二丁目、京町三丁目、京町四丁目、米町一丁目、米町二丁目、紺屋町、堺町一丁目、堺町二丁目、三郎丸三丁目、下到津二丁目、下到津三丁目、白萩町、親和町、船頭町、船場町、高見台、高峰町、中井一丁目、中井二丁目、中井三丁目、中井四丁目、中井五丁目、中井口（一部）、中井浜、中津口一丁目、中津口二丁目、西港町（一部）、萩崎町、馬借一丁目（一部）、馬借二丁目（一部）、馬借三丁目、古船場町、三萩野一丁目、三萩野二丁目、三萩野三丁目、都一丁目、都二丁目及び明和町</p>		
	<p>今町一丁目、今町二丁目、今町三丁目、片野新町一丁目、片野新町二丁目、片野新町三丁目、熊谷一丁目、熊谷二丁目、熊谷三丁目、熊谷四丁目、熊谷五丁目、黒住町、黒原三丁目（一部）、三郎丸一丁目、三郎丸二丁目、重住三丁目、篠崎一丁目（一部）、篠崎二丁目、篠崎三丁目、篠崎四丁目、篠崎五丁目、城野団地、高尾二丁目、高坊一丁目、高坊二丁目、東篠崎一丁目（一部）、東篠崎二丁目、東城野町、南丘一丁目、南丘二丁目、南丘三丁目及び若富士町</p>		木曜日
小倉南区	<p>安部山、上葛原一丁目、上葛原二丁目、上吉田一丁目、上吉田二丁目、上吉田三丁目、上吉田四丁目、上吉田五丁目、上吉田六丁目、葛原一丁目、葛原二丁目、葛原三丁目、葛原四丁目、葛原五丁目、葛原高松一丁目、葛原高松二丁目、葛原本町一丁目（一部）、葛原本町二丁目、葛原本町三丁目、葛原本町四丁目、葛原本町五丁目、重住一丁目、重住二丁目、下城野一丁目、下城野二丁目、下城野三丁目（一部）、城野一丁目、城野二丁目、城野三丁目、城野四丁目、中吉田一丁目、中吉田二丁目、中吉田三丁目、中吉田四丁目、中吉田五丁目（一部）、中吉田六丁目、西水町、蜷田若園一丁目、蜷田若園二丁目、蜷田若園三丁目、沼新町一丁目、沼新町二丁目、沼新町三丁目、沼本町一丁目、沼本町二丁目、沼本町三丁目、沼本町四丁目、沼緑町一丁目、沼緑町二丁目、沼緑町三丁目、沼緑町四丁目、沼緑町五丁目、八幡町、春ヶ丘（一部）、東水町、富士見一丁目、富士見二丁目、富士見三丁目、湯川一丁目、湯川二丁目、湯川三丁目、湯川四丁目、湯川五丁目、湯川新町一丁目、湯川新町二丁目、湯川新町三丁目、湯川新町四丁目、大字吉田、吉田にれの木坂一丁目、吉田にれの木坂二丁目、若園一丁目、若園二丁目、若園三丁目、若園四丁目及び若園五丁目</p>	月曜日及び木曜日	火曜日
	<p>石田町、石田南一丁目、石田南二丁目、石田南三丁目、大字石原町、大字市丸、大字井手浦、大字合馬、大字長行（一部）、</p>		金曜日

大字頂吉、隱蓑、大字隱蓑、上石田一丁目、上石田二丁目、上石田三丁目、上石田四丁目、上曾根一丁目、上曾根二丁目、上曾根三丁目、上曾根四丁目、上曾根五丁目、上曾根新町、上貫一丁目、上貫二丁目、上貫三丁目、企救丘一丁目、企救丘二丁目、企救丘三丁目、企救丘四丁目（一部）、大字木下、大字朽網、朽網西一丁目、朽網西二丁目、朽網西三丁目、朽網西四丁目、朽網西五丁目、朽網西六丁目、朽網東一丁目、朽網東二丁目、朽網東三丁目、朽網東四丁目、朽網東五丁目、朽網東六丁目、葛原東一丁目、葛原東二丁目、葛原東三丁目、葛原東四丁目、葛原東五丁目、葛原東六丁目、葛原本町一丁目（一部）、葛原本町六丁目、葛原元町一丁目、葛原元町二丁目、葛原元町三丁目、大字小森、大字志井（一部）、下石田一丁目、下石田二丁目、下石田三丁目、下曾根一丁目、下曾根二丁目、下曾根三丁目、下曾根四丁目、下曾根新町、下貫一丁目、下貫二丁目、下貫三丁目、下貫四丁目、新曾根、大字新道寺、大字曾根、曾根北町、大字曾根新田、曾根新田北一丁目、曾根新田北二丁目、曾根新田北三丁目、曾根新田北四丁目、曾根新田北五丁目、曾根新田北六丁目、曾根新田北七丁目、曾根新田南一丁目、曾根新田南二丁目、曾根新田南三丁目、曾根新田南四丁目、大字高津尾、大字田代、田原一丁目、田原二丁目、田原三丁目、田原四丁目、田原五丁目、田原新町一丁目、田原新町二丁目、田原新町三丁目、大字辻三、津田一丁目、津田二丁目、津田三丁目、津田四丁目、津田五丁目、津田新町一丁目、津田新町二丁目、津田新町三丁目、津田新町四丁目、津田南町、大字道原、大字徳吉、徳吉南一丁目、徳吉南二丁目、徳吉南三丁目（一部）、徳吉南四丁目、中曾根一丁目、中曾根二丁目、中曾根三丁目、中曾根四丁目、中曾根五丁目、中曾根六丁目、中曾根新町、中曾根東一丁目、中曾根東二丁目、中曾根東三丁目、中曾根東四丁目、中曾根東五丁目、中曾根東六丁目、中貫一丁目、中貫二丁目、中貫本町、大字長野、長野一丁目、長野二丁目、長野三丁目、長野東町、長野本町一丁目、長野本町二丁目、長野本町三丁目、長野本町四丁目、西貫一丁目、西貫二丁目、大字貫、貫弥生が丘一丁目、貫弥生が丘二丁目、貫弥生が丘三丁目、貫弥生が丘四丁目、沼南町一丁目、沼南町二丁目、沼南町三丁目、葉山町一丁目（一部）、大字春吉、東貫一丁目、東貫二丁目、東貫三丁目、平尾台一丁目、平尾台二丁目、平尾台三丁目、舞ヶ丘一丁目、舞ヶ丘二丁目、舞ヶ丘三丁目、舞ヶ丘四丁目、舞ヶ丘五丁目、舞ヶ丘六丁目、南若園町、大字母原、八重洲町、山手三丁目、大字山本、大字横代、横代北町一丁目、横代北町二丁目、横代北町三丁目、横代北町四丁目、横代北町五丁目、横代葉山、横代東町一丁目、横代東町二丁目、横代東

	町三丁目、横代東町四丁目、横代東町五丁目、横代南町一丁目、横代南町二丁目、横代南町三丁目、横代南町四丁目、横代南町五丁目及び大字呼野		
	大字石田、大字長行（一部）、長行西一丁目、長行西二丁目、長行西三丁目、長行西四丁目、長行西五丁目、長行東一丁目、長行東二丁目、長行東三丁目、蒲生一丁目、蒲生二丁目、蒲生三丁目、蒲生四丁目、蒲生五丁目、大字志井（一部）、志井一丁目、志井二丁目、志井三丁目、志井四丁目、志井五丁目、志井六丁目、志井公園、志井鷹羽台、下南方一丁目、下南方二丁目、高野一丁目、高野二丁目、高野三丁目、高野四丁目、高野五丁目、高野六丁目、徳吉西一丁目、徳吉西二丁目、徳吉西三丁目、徳吉東一丁目、徳吉東二丁目、徳吉東三丁目、徳吉東四丁目、徳吉東五丁目、徳吉南三丁目（一部）、徳力一丁目、徳力二丁目、徳力三丁目、徳力四丁目、徳力五丁目、徳力六丁目、徳力七丁目、徳力新町一丁目、徳力新町二丁目、徳力団地、長尾一丁目、長尾二丁目、長尾三丁目、長尾四丁目、長尾五丁目、長尾六丁目、大字堀越、大字南方、南方一丁目、南方二丁目、南方三丁目、南方四丁目及び南方五丁目	火曜日及び金曜日	月曜日
	企救丘四丁目（一部）、企救丘五丁目、企救丘六丁目、北方一丁目、北方二丁目、北方三丁目、北方四丁目、北方五丁目、志徳一丁目、志徳二丁目、下城野三丁目（一部）、下吉田一丁目、下吉田二丁目、下吉田三丁目、下吉田四丁目、星和台一丁目、星和台二丁目、中吉田五丁目（一部）、葉山町一丁目（一部）、葉山町二丁目、葉山町三丁目、春ヶ丘（一部）、日の出町一丁目、日の出町二丁目、守恒一丁目、守恒二丁目、守恒三丁目、守恒四丁目、守恒五丁目、守恒本町一丁目、守恒本町二丁目、守恒本町三丁目、山手一丁目及び山手二丁目		木曜日
若松区	老松一丁目、老松二丁目、大井戸町（一部）、北浜一丁目、北浜二丁目、北湊町（一部）、桜町、高須東一丁目、高須東二丁目、高須東三丁目、高須東四丁目、高須南一丁目、高須南二丁目、高須南三丁目、高須南四丁目、高須南五丁目、中川町、西園町（一部）、白山一丁目（一部）、浜町一丁目、浜町二丁目、浜町三丁目、本町一丁目、本町二丁目及び本町三丁目	月曜日及び木曜日	火曜日
	赤崎町（一部）、栄盛川町（一部）、上原町（一部）、北湊町（一部）、響南町、小石本村町（一部）、下原町（一部）、高須西二丁目（一番）、波打町、西小石町、原町、東小石町、ひびきの南一丁目（一部）、深町一丁目（一部）及び深町二丁目（一部）		金曜日
	青葉台西一丁目、青葉台西二丁目、青葉台西三丁目、青葉台西四丁目、青葉台西五丁目、青葉台西六丁目、青葉台東一丁目、青葉台東二丁目、青葉台南一丁目、青葉台南二丁目、青葉台南	火曜日及び金曜日	月曜日

	三丁目、赤崎町（一部）、大字蚕住、大字有毛、大字安瀬、大字安屋、大字大鳥居、大字小竹、大字乙丸、上原町（一部）、鴨生田一丁目、鴨生田二丁目、鴨生田三丁目、鴨生田四丁目、大字小石、小石本村町（一部）、小糸町、大字小敷、小敷ひびきの一丁目、小敷ひびきの二丁目、小敷ひびきの三丁目、迫田町、大字塩屋、塩屋一丁目、塩屋二丁目、塩屋三丁目、塩屋四丁目、下原町（一部）、大字高須、高須北一丁目、高須北二丁目、高須北三丁目、高須西一丁目、高須西二丁目（一部）、大字竹並、棚田町、大字頓田、中畑町、大字畠田、畠田三丁目、花野路一丁目、花野路二丁目、花野路三丁目、大字弘川、ひびきの、ひびきの北、ひびきの南一丁目、ひびきの南二丁目、響町一丁目及び宮前町		
	赤岩町、赤島町、今光一丁目、今光二丁目、今光三丁目、栄盛川町（一部）、大池町、大井戸町（一部）、大谷町、片山一丁目、片山二丁目、片山三丁目、上原町（一部）、くきのうみ中央、久岐の浜、新大谷町、大字修多羅、修多羅一丁目、修多羅二丁目、修多羅三丁目、童子丸一丁目、童子丸二丁目、西園町（一部）、西天神町、西畑町、白山一丁目（一部）、白山二丁目、白山三丁目、畠田一丁目、畠田二丁目、畑谷町、東畑町、東二島一丁目、東二島二丁目、東二島三丁目、東二島四丁目、東二島五丁目、深町一丁目（一部）、深町二丁目（一部）、大字藤木、藤ノ木一丁目、藤ノ木二丁目、藤ノ木三丁目、大字二島、二島一丁目、二島二丁目、二島三丁目、二島四丁目、二島五丁目、二島六丁目、古前一丁目、古前二丁目、南二島一丁目、南二島二丁目、南二島四丁目、宮丸一丁目、宮丸二丁目、山手町、山ノ堂町、百合野町、用勺町及び和田町		木曜日
八幡東区	河内一丁目、河内二丁目、河内三丁目及び田代町	月曜日及び木曜日	金曜日
	大字尾倉、尾倉一丁目、尾倉二丁目、尾倉三丁目、神山町、祇園一丁目、祇園二丁目、祇園三丁目、祇園四丁目、祇園原町、清田一丁目（一部）、清田二丁目、清田三丁目、清田四丁目、大字小熊野、山路一丁目（一部）、山路松尾町、昭和三丁目、槻田一丁目、槻田二丁目、天神町、西台良町、西本町一丁目、西本町二丁目、西本町三丁目、西本町四丁目、花尾町、春の町一丁目、春の町二丁目、春の町三丁目、春の町四丁目、春の町五丁目、東台良町、平野三丁目、帆柱一丁目、帆柱二丁目、帆柱三丁目、帆柱四丁目、帆柱五丁目、前田一丁目、前田二丁目、前田三丁目、松尾町、桃園一丁目、桃園二丁目、桃園三丁目及び桃園四丁目	火曜日及び金曜日	月曜日
	荒手一丁目、荒手二丁目、荒生田一丁目、荒生田二丁目、荒生田三丁目、石坪町、猪倉町、祝町一丁目、祝町二丁目、枝光一		木曜日

	<p>丁目、枝光二丁目、枝光三丁目、枝光四丁目、枝光五丁目、枝光本町、大字大蔵、大蔵一丁目、大蔵二丁目、大蔵三丁目、大谷一丁目、大谷二丁目、大平町、大宮町、勝山一丁目、勝山二丁目、上本町一丁目、上本町二丁目、川淵町、清田一丁目（一部）、景勝町、山路一丁目（一部）、山路二丁目、山王一丁目、山王二丁目、山王三丁目、山王四丁目、昭和一丁目、昭和二丁目、白川町、未広町、諏訪一丁目、諏訪二丁目、高見一丁目、高見二丁目、高見三丁目、高見四丁目、高見五丁目、竹下町、茶屋町、中央一丁目、中央二丁目、中央三丁目、中尾一丁目、中尾二丁目、中尾三丁目、中畑一丁目、中畑二丁目、西丸山町、羽衣町、八王寺町、東田二丁目、東田三丁目、東鉄町、東丸山町、東山一丁目、東山二丁目、日の出一丁目、日の出二丁目、日の出三丁目、藤見町、宮田町、宮の町一丁目、宮の町二丁目及び豊町</p>		
八幡西区	<p>相生町、青山一丁目、青山二丁目、青山三丁目、穴生一丁目、穴生二丁目、穴生三丁目、穴生四丁目、大字市瀬、市瀬一丁目、市瀬二丁目、市瀬三丁目、大畑町、岡田町、御開一丁目、御開二丁目、御開三丁目、御開四丁目、御開五丁目、大字上上津役、上上津役一丁目、上上津役二丁目、上上津役三丁目、上上津役四丁目、上上津役五丁目、上上津役六丁目、岸の浦一丁目、岸の浦二丁目、貴船台、京良城町、熊西一丁目、熊西二丁目、皇后崎町、河桃町、紅梅三丁目、紅梅四丁目、小鷺田町、大字小嶺、小嶺二丁目（一部）、小嶺三丁目、幸神一丁目、幸神二丁目、幸神三丁目、幸神四丁目、桜ヶ丘町、陣原一丁目、陣原二丁目、陣原三丁目、陣原四丁目、陣原五丁目、陣山一丁目（一部）、陣山二丁目（一部）、陣山三丁目、瀬板一丁目、瀬板二丁目、清納一丁目、清納二丁目、星和町、鷹の巣一丁目、鷹の巣二丁目、鷹の巣三丁目、竹末一丁目、竹末二丁目、茶壳町、千代ヶ崎一丁目、千代ヶ崎二丁目、千代ヶ崎三丁目、筒井町、鉄王一丁目、鉄王二丁目、鉄竜一丁目、鉄竜二丁目、洞北町、中須一丁目、鳴水町、西王子町、西川頭町、西神原町、西鳴水一丁目、西鳴水二丁目、西曲里町、萩原一丁目、萩原二丁目、萩原三丁目、東王子町、東川頭町、東神原町、東鳴水一丁目、東鳴水二丁目、東鳴水三丁目、東鳴水四丁目、東鳴水五丁目、東曲里町、引野一丁目、引野二丁目、引野三丁目、樋口町、平尾町、別所町、別当町、本城一丁目、本城三丁目、本城四丁目、本城五丁目、本城東一丁目、本城東二丁目、本城東三丁目、本城東四丁目、本城東五丁目、本城東六丁目、町上津役東一丁目、町上津役東二丁目、町上津役東三丁目、南王子町、南八千代町、元城町、山寺町、夕原町、力丸町（一部）、割子川一丁目及び割子川二丁目</p>	月曜日及び木曜日	火曜日

<p>大字浅川、浅川一丁目、浅川二丁目、浅川学園台一丁目、浅川学園台二丁目、浅川学園台三丁目、浅川学園台四丁目、浅川台一丁目、浅川台二丁目、浅川台三丁目、浅川日の峯一丁目、浅川日の峯二丁目、浅川日の峯三丁目、浅川日の峯四丁目、浅川町、大字穴生、泉ヶ浦一丁目、泉ヶ浦二丁目、泉ヶ浦三丁目、医生ヶ丘、上の原一丁目、上の原二丁目、上の原三丁目、上の原四丁目、大字永犬丸、永犬丸一丁目、永犬丸二丁目、永犬丸三丁目、永犬丸四丁目、永犬丸五丁目、永犬丸西町一丁目、永犬丸西町二丁目、永犬丸西町三丁目、永犬丸西町四丁目、永犬丸東町一丁目、永犬丸東町二丁目、永犬丸東町三丁目、永犬丸南町一丁目、永犬丸南町二丁目、永犬丸南町三丁目、永犬丸南町四丁目、永犬丸南町五丁目、大浦一丁目、大浦二丁目、大浦三丁目、大平一丁目、大平二丁目（一部）、大平台、沖田一丁目、沖田二丁目、沖田三丁目、沖田四丁目、沖田五丁目、折尾一丁目、折尾二丁目、折尾三丁目、折尾四丁目、折尾五丁目、春日台一丁目、春日台二丁目、春日台三丁目、春日台四丁目、春日台五丁目、春日台六丁目、北鷹見町、楠木一丁目、楠木二丁目、光明一丁目、光明二丁目、さつき台一丁目、さつき台二丁目、里中一丁目、里中二丁目、里中三丁目、三ヶ森一丁目、三ヶ森二丁目、三ヶ森三丁目、三ヶ森四丁目、下上津役一丁目、下上津役二丁目、下上津役三丁目、下上津役四丁目、下上津役元町、自由ヶ丘、松寿山一丁目、松寿山二丁目、松寿山三丁目、大膳一丁目、大膳二丁目、鷹見台一丁目、鷹見台二丁目、鷹見台三丁目、鷹見台四丁目、東筑一丁目、東筑二丁目、塔野一丁目、塔野二丁目、塔野三丁目、友田一丁目、友田二丁目、友田三丁目、長崎町、中須二丁目、中の原一丁目、中の原二丁目、中の原三丁目、西折尾町、大字則松、則松一丁目、則松二丁目、則松三丁目、則松四丁目、則松五丁目、則松六丁目、則松七丁目、則松東一丁目、則松東二丁目、東折尾町、日吉台一丁目、日吉台二丁目、日吉台三丁目、藤原一丁目、藤原二丁目、藤原三丁目、藤原四丁目、船越一丁目（一部）、北筑一丁目、北筑二丁目、北筑三丁目、堀川町、大字本城（一部）、本城二丁目、町上津役西一丁目、町上津役西二丁目、町上津役西三丁目（一部）、町上津役西四丁目（一部）、的場町、丸尾町、三ツ頭一丁目、三ツ頭二丁目、光貞台一丁目、光貞台二丁目、光貞台三丁目、南鷹見町、美原町、美吉野町、森下町、八枝一丁目、八枝二丁目、八枝三丁目、八枝四丁目、八枝五丁目、養福寺町、力丸町（一部）、若葉一丁目、若葉二丁目及び若葉三丁目</p>	<p>金曜日</p>	
<p>池田一丁目、池田二丁目、池田三丁目、石坂一丁目、石坂二丁目、石坂三丁目、岩崎一丁目、岩崎二丁目、岩崎三丁目、岩崎</p>	<p>火曜日及び金曜日</p>	<p>月曜日</p>

	<p>四丁目、大平二丁目（一部）、大平三丁目、香月中央一丁目、香月中央二丁目、香月中央三丁目、香月中央四丁目、香月中央五丁目、香月西一丁目、香月西二丁目、香月西三丁目、香月西四丁目、上香月一丁目、上香月二丁目、上香月三丁目、上香月四丁目、吉祥寺町、楠北一丁目、楠北二丁目、楠北三丁目、大字楠橋、楠橋上方一丁目、楠橋上方二丁目、楠橋下方一丁目、楠橋下方二丁目、楠橋下方三丁目、楠橋西一丁目、楠橋西二丁目、楠橋西三丁目、楠橋東一丁目、楠橋東二丁目、楠橋南一丁目、楠橋南二丁目、熊手一丁目、熊手二丁目、熊手三丁目、黒崎一丁目、黒崎二丁目、黒崎三丁目、黒崎四丁目、黒崎五丁目、黒崎城石、紅梅一丁目、紅梅二丁目、小嶺一丁目、小嶺二丁目（一部）、小嶺台一丁目、小嶺台二丁目、小嶺台三丁目、小嶺台四丁目、大字木屋瀬、木屋瀬一丁目、木屋瀬二丁目、木屋瀬三丁目、木屋瀬四丁目、木屋瀬五丁目、木屋瀬東一丁目（一部）、下畑町（一部）、白岩町、陣山一丁目（一部）、陣山二丁目（一部）、菅原町、高江一丁目、高江二丁目、高江三丁目、高江四丁目、高江五丁目、田町一丁目、田町二丁目、茶屋の原一丁目、茶屋の原二丁目、茶屋の原三丁目、茶屋の原四丁目、千代一丁目、千代二丁目、千代三丁目、千代四丁目、千代五丁目、築地町、馬場山、馬場山西、馬場山原、馬場山緑、東石坂町、東浜町、藤田一丁目、藤田二丁目、藤田三丁目、藤田四丁目、船越一丁目（一部）、船越二丁目、船越三丁目、舟町、大字本城（一部）、本城学研台一丁目、本城学研台二丁目、本城学研台三丁目、町上津役西三丁目（一部）、町上津役西四丁目（一部）、真名子一丁目、真名子二丁目、棕枝一丁目、棕枝二丁目、屋敷一丁目、屋敷二丁目及び八千代町</p>		
	<p>楠橋南三丁目、木屋瀬東一丁目、木屋瀬東二丁目、木屋瀬東三丁目、木屋瀬東四丁目、大字金剛、金剛一丁目、金剛二丁目、金剛三丁目、金剛四丁目、大字笹田、下畑町（一部）、大字野面、野面一丁目、野面二丁目、大字畑、馬場山東一丁目、馬場山東二丁目、馬場山東三丁目、星ヶ丘一丁目、星ヶ丘二丁目、星ヶ丘三丁目、星ヶ丘四丁目、星ヶ丘五丁目、星ヶ丘六丁目及び星ヶ丘七丁目</p>		木曜日
戸畑区	<p>牧山一丁目、牧山二丁目、牧山三丁目、牧山四丁目、牧山海岸、牧山新町、丸町一丁目、丸町二丁目及び丸町三丁目</p>	月曜日及び木曜日	火曜日
	<p>浅生一丁目、浅生二丁目（一番）、浅生三丁目、沖台一丁目、沖台二丁目、観音寺町、椎ノ木町、正津町、新川町、菅原一丁目、菅原二丁目、菅原三丁目、菅原四丁目、高峰一丁目、高峰二丁目、高峰三丁目、西大谷一丁目、西大谷二丁目、西鞆ヶ谷町、初音町、東大谷一丁目、東大谷二丁目及び東大谷三丁目</p>		金曜日
	<p>旭町、浅生二丁目（一部）、一枝一丁目、一枝二丁目、一枝三</p>	火曜日及び金	木曜日

<p>丁目、一枝四丁目、川代一丁目、川代二丁目、北鳥旗町、銀座一丁目、銀座二丁目、小芝一丁目、小芝二丁目、小芝三丁目、金比羅町、幸町、境川一丁目、境川二丁目、沢見一丁目、沢見二丁目、三六町、汐井町、新池一丁目、新池二丁目、新池三丁目、仙水町、千防一丁目、千防二丁目、千防三丁目、土取町、天神一丁目、天神二丁目、天籟寺一丁目、天籟寺二丁目、大字中原、中原西一丁目、中原西二丁目、中原西三丁目、中原東一丁目、中原東二丁目、中原東三丁目、中原東四丁目、中本町、東鞆ヶ谷町、福柳木一丁目、福柳木二丁目、南鳥旗町、明治町、元宮町、夜宮一丁目、夜宮二丁目及び夜宮三丁目</p>	<p>曜日</p>	
--	-----------	--

※かん・びん及びペットボトルの町ごとの収集曜日は、水曜日とする。

北九州市告示第 9 5 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 4 9 号）第 4 0 条第 1 項の規定により、北九州市市民活動サポートセンターこくらにおける印刷機の賃貸料の収納事務を次のとおり委託した。

令和 5 年 3 月 3 1 日

北九州市長 武 内 和 久

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
北九州ビルメンテナンス協同組合	北九州市小倉北区紺屋町 4 番 6 号	令和 5 年 4 月 1 日から 令和 6 年 3 月 3 1 日まで

北九州市告示第 98 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 37 条第 1 項の規定により道路の占用を制限する区域を指定したので、同条第 3 項の規定により次のとおり告示する。

その関係図書は、北九州市役所（建設局道路部管理課）においてこの告示の日から 30 日間一般の縦覧に供する。

令和 5 年 3 月 31 日

北九州市長 武内和久

1 道路の種類、路線名及び占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
一般国道	199号	小倉北区許斐町14番3地先から 小倉北区東港一丁目2番11地先まで
一般国道	199号	八幡西区光明一丁目1914番1地先から 八幡西区光明一丁目1920番2地先まで
一般国道	322号	小倉南区北方二丁目867番5地先から 小倉南区北方五丁目551番1地先まで
一般国道	495号	若松区大字頓田3013番10から 若松区大字安屋327番7まで
一般国道	495号	若松区大字頓田3013番10から 若松区大字安屋327番8まで
県道	小倉停車場線	小倉北区浅野一丁目21番2地先から 小倉北区米町一丁目53番1地先まで
県道	曾根鞆ヶ谷線	小倉北区熊谷三丁目1025番4地先から 小倉北区熊谷四丁目227番1地先まで
県道	曾根鞆ヶ谷線	小倉南区北方二丁目1067番11地先から 小倉南区北方四丁目1068番1地先まで
県道	長行田町線	小倉北区城内348番1地先から 小倉北区大手町19番1地先まで
県道	長行田町線	小倉北区東篠崎三丁目193番17地先から 小倉北区東篠崎三丁目2612番1地先まで
県道	門司東本町線	門司区大字門司3492番地先から 門司区東本町一丁目1番1地先まで
市道	松原9号線	門司区松原二丁目6492番地先から 門司区松原二丁目6506番1地先まで
市道	高田11号線	門司区高田二丁目1番1地先から 門司区高田二丁目4番12地先まで
市道	高田藤松1号線	門司区高田一丁目503番1地先から 門司区不老町二丁目5371番3地先まで

市道	西新町下二十町1号線	門司区高田二丁目2番1地先から 門司区高田一丁目18番2地先まで
市道	門司大久保1号線	門司区大字門司3491番10地先から 門司区大字門司3491番22地先まで
市道	小熊野1号線	小倉北区熊谷四丁目241番10地先から 小倉北区大字小熊野244番16地先まで
市道	熊谷9号線	小倉北区熊谷四丁目227番1地先から 小倉北区熊谷五丁目238番3地先まで
市道	東城野町3号線	小倉北区東城野町49番3地先から 小倉北区東城野町1336番地先まで
市道	東城野町三郎丸1号線	小倉北区東城野町18番地先から 小倉北区東城野町1336番地先まで
市道	三郎丸2号線	小倉北区三郎丸三丁目10番3地先から 小倉北区三郎丸三丁目10番1地先まで
市道	三郎丸29号線	小倉北区三郎丸三丁目5番5地先から 小倉北区三萩野三丁目2番地先まで
市道	三萩野6号線	小倉北区三萩野二丁目4番7地先から 小倉北区三萩野二丁目10番12地先まで
市道	妙見町10号線	小倉北区妙見町足立公園から 小倉北区妙見町376番1地先まで
市道	足立2号線	小倉北区足立一丁目350番地先から 小倉北区足立一丁目375番5地先まで
市道	足立33号線	小倉北区足立一丁目759番1地先から 小倉北区足立一丁目742番3地先まで
市道	熊本三萩野1号線	小倉北区三萩野三丁目1番地先から 小倉北区三萩野三丁目2番地先まで
市道	明和町三萩野1号線	小倉北区萩崎町14番5地先から 小倉北区三萩野三丁目1番地先まで
市道	大手町金田1号線	小倉北区大手町14番1地先から 小倉北区大手町15番12地先まで
市道	大手町5号線	小倉北区大手町13番1地先から 小倉北区大手町15番12地先まで
市道	大手町馬借1号線	小倉北区馬借三丁目216番1地先から 小倉北区馬借三丁目94番3地先まで
市道	鍛冶町江南町1号線	小倉北区古船場町123番1地先から 小倉北区江南町1003番3地先まで
市道	馬借23号線	小倉北区馬借一丁目141番14地先から 小倉北区馬借二丁目112番3地先まで
市道	井堀3号線	小倉北区井堀五丁目1番13地先から 小倉北区井堀五丁目1983番地先まで
市道	砂津城内1号線	小倉北区砂津一丁目323番9地先から 小倉北区紺屋町207番1地先まで
市道	城内1号線	小倉北区城内6番2地先から 小倉北区城内6番2地先まで

市道	大手町 2 号線	小倉北区大手町 2 1 番 1 地先から 小倉北区大手町 1 9 番 8 地先まで
市道	米町 1 号線	小倉北区米町一丁目 2 1 1 番 1 地先から 小倉北区米町一丁目 1 1 6 番 8 地先まで
市道	京町 9 号線	小倉北区京町三丁目 1 番 1 地先から 小倉北区京町三丁目 1 1 7 番地先まで
市道	米町 3 号線	小倉北区米町一丁目 1 0 8 番 1 地先から 小倉北区米町一丁目 1 1 6 番 8 地先まで
市道	大門 鑄物師町 1 号線	小倉北区大門二丁目 2 番 1 地先から 小倉北区大門二丁目 3 番 2 地先まで
市道	室町 1 号線	小倉北区室町二丁目 1 2 8 番 1 地先から 小倉北区室町二丁目 2 4 7 番 1 地先まで
市道	浅野 1 5 号線	小倉北区浅野三丁目 2 番 2 5 3 地先から 小倉北区浅野三丁目 2 番 2 7 地先まで
市道	西港町 1 8 号 線	小倉北区西港町 9 5 番 1 地先から 小倉北区西港町 1 2 4 番 1 6 地先まで
市道	西港町 6 号線	小倉北区西港町 9 6 番 5 地先から 小倉北区西港町 9 7 番 3 地先まで
市道	砂津上 富野 1 号線	小倉北区上富野五丁目 1 3 5 番 1 地先から 小倉北区上富野五丁目 2 0 1 番 1 地先まで
市道	神幸町 黒原 1 号線	小倉北区神幸町 3 5 2 番 2 地先から 小倉北区大字 富野 1 2 8 8 番 1 地先まで
市道	東港 愛宕 1 号 線	小倉北区愛宕一丁目 2 3 2 9 番 4 地先から 小倉北区愛宕一丁目 2 3 2 1 番 6 地先まで
市道	田原貫 1 号線	小倉南区田原四丁目 8 4 2 番 4 地先から 小倉南区田原五丁目 3 9 0 2 番 2 地先まで
市道	若園 3 号線	小倉南区若園四丁目 4 1 3 番地先から 小倉南区若園五丁目 6 0 6 番 1 4 地先まで
市道	東二島 二島 2 号線	若松区東二島一丁目 2 0 4 番 2 地先から 若松区南二島一丁目 4 7 5 番 3 地先まで
市道	二島 赤岩町 1 号線	若松区南二島一丁目 4 7 5 番 3 地先から 若松区赤岩町 7 番 4 地先まで
市道	塩屋 4 6 号線	若松区ひびきの 2 番 1 0 2 地先から 若松区ひびきの 1 番 1 0 8 地先まで
市道	塩屋 4 6 号線	若松区ひびきの 2 番 1 0 5 地先から 若松区ひびきの 1 番 1 0 1 地先まで
市道	小敷 塩屋 2 号 線	若松区ひびきの南二丁目 7 番 1 0 1 地先か ら 若松区ひびきの 1 番 1 0 1 地先まで
市道	小敷 塩屋 1 号 線	若松区小敷ひびきの三丁目 6 番 1 0 8 地先 から 若松区ひびきの北 1 番 1 0 3 地先まで
市道	本町 4 5 号線	若松区本町一丁目 9 7 6 番 1 地先 若松区本町一丁目 9 8 5 番 6 地先まで

市道	白山1号線	若松区白山一丁目6番2地先から 若松区白山一丁目919番4地先まで
市道	山手町藤木1号線	若松区山手町943番1地先から 若松区大字修多羅680番1地先まで
市道	修多羅19号線	若松区大字修多羅803番1地先から 若松区大字修多羅680番1地先まで
市道	修多羅1号線	若松区大字修多羅803番1地先から 若松区修多羅三丁目787番8地先まで
市道	頓田竹並1号線	若松区大字頓田2115番1地先まで 若松区大字竹並36番1まで
市道	向洋町1号線	若松区向洋町15番4地先から 若松区向洋町向洋橋まで
市道	桃園13号線	八幡東区桃園四丁目2番地先から 八幡東区桃園四丁目141番まで
市道	山王中央1号線	八幡東区中央三丁目33番1地先から 八幡東区中央三丁目34番21地先まで
市道	桃園1号線	八幡東区桃園二丁目14番2地先から 八幡東区桃園一丁目23番75地先まで
市道	桃園5号線	八幡東区桃園二丁目14番11地先から 八幡東区桃園二丁目10番29地先まで
市道	前田東浜町1号線	八幡東区大字前田2131番1地先から 八幡東区大字前田2136番19地先まで
市道	八王寺町6号線	八幡東区八王寺町2022番1地先から 八幡東区高見五丁目1737番まで
市道	高見21号線	八幡東区高見五丁目1247番51地先から 八幡東区高見五丁目1741番地先まで
市道	八王寺町1号線	八幡東区八王寺町1985番1地先から 八幡東区八王寺町2022番1地先まで
市道	的場町15号線	八幡西区の的場町321番13地先から 八幡西区の的場町489番1地先まで
市道	相生町3号線	八幡西区相生町15番2地先から 八幡西区相生町18番2地先まで
市道	相生町10号線	八幡西区相生町16番12地先から 八幡西区相生町15番1地先まで
市道	相生町1号線	八幡西区相生町20番1地先から 八幡西区相生町19番1地先まで
市道	穴生若葉1号線	八幡西区穴生二丁目13番7地先から 八幡西区森下町6番1地先まで
市道	森下町永犬丸1号線	八幡西区森下町13番1地先から 八幡西区大字則松45番4まで
市道	則松29号線	八幡西区則松三丁目1536番1地先から 八幡西区則松三丁目1519番6地先まで
市道	鉄竜5号線	八幡西区鉄竜一丁目1番50地先から

		八幡西区鉄竜一丁目1番41地先まで
市道	萩原鉄竜1号線	八幡西区萩原三丁目3番11地先から 八幡西区鉄竜一丁目1番41地先まで
市道	田町28号線	八幡西区田町一丁目24番3地先から 八幡西区田町一丁目25番8地先まで
市道	陣山築地町1号線	八幡西区東浜町23番3地先から 八幡西区築地町45番1地先まで
市道	東浜町田町1号線	八幡西区東浜町468番3地先から 八幡西区田町一丁目25番20地先まで
市道	夕原町10号線	八幡西区夕原町3番1地先から 八幡西区夕原町7番12地先まで
市道	大浦1号線	八幡西区大浦三丁目5番8地先から 八幡西区大浦三丁目9番地先まで
市道	大浦1号線	八幡西区大浦一丁目13番19地先から 八幡西区大浦一丁目11番9地先まで
市道	大浦29号線	八幡西区大浦三丁目9番地先から 八幡西区大浦三丁目10番地先まで
市道	大浦浅川台1号線	八幡西区大浦三丁目1番1地先から 八幡西区大浦三丁目5番8地先まで
市道	洞北町1号線	八幡西区洞北町1番52地先から 八幡西区本城五丁目3番2地先まで
市道	西鞆ヶ谷町24号線	戸畑区西鞆ヶ谷町65番2地先から 戸畑区西鞆ヶ谷町65番2まで
市道	西鞆ヶ谷町21号線	戸畑区西鞆ヶ谷町65番2から 戸畑区西鞆ヶ谷町61番19地先まで
市道	西鞆ヶ谷町19号線	戸畑区西鞆ヶ谷町61番5地先から 戸畑区西鞆ヶ谷町69番27地先まで
市道	天籟寺1号線	戸畑区天籟寺一丁目113番2地先から 戸畑区天籟寺一丁目106番地先まで
市道	銀座汐井町1号線	戸畑区汐井町2番108地先から 戸畑区汐井町2番101地先まで
市道	牧山新町牧山1号線	戸畑区牧山新町志ん川橋から 戸畑区牧山五丁目17番1地先まで
市道	戸畑1号線	戸畑区大字戸畑255番16地先から 戸畑区大字戸畑255番8地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに道路上に設ける電柱（占用制限の開始期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占有を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占有制限の開始期日

令和5年4月1日

北九州市告示第 99 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 39 年北九州市規則第 49 号）第 40 条第 1 項の規定により、北九州市平和のまちミュージアムにおける陳列品の観覧料の収納事務を次のとおり委託した。

令和 5 年 3 月 31 日

北九州市長 武内和久

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
株式会社ハートピア	北九州市小倉北区高浜二丁目 1 番 54 号高浜ビル 2 F	令和 5 年 4 月 1 日から 令和 6 年 3 月 31 日まで

北九州市公告第186号

都市公園を廃止するので、北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第7号）第14条の2の規定により、次のとおり公告する。

令和5年3月31日

北九州市長 武内和久

1 廃止する都市公園の名称、位置及び区域

公園番号	名称	位置	区域
3065	北九州市立浅生2号公園	北九州市戸畑区浅生二丁目2番	北九州市戸畑区浅生二丁目2番の一部
3107	北九州市立浅生1号公園	北九州市戸畑区新池一丁目1番	北九州市戸畑区新池一丁目1番の一部

2 廃止の期日

令和5年3月31日

なお、廃止に係る区域を示す図面を、北九州市建設局公園緑地部公園管理課において公告の日から2週間一般の縦覧に供する。

北九州市公告第187号

都市公園の供用を開始するので、都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定により、次のとおり公告する。

令和5年3月31日

北九州市長 武内和久

1 供用を開始する都市公園の名称、位置及び区域

公園番号	名称	位置	区域
4808	北九州市立二島一丁目ふれあい公園	北九州市若松区二島一丁目4番	北九州市若松区二島一丁目4番の一部
4809	北九州市立浅生公園	北九州市戸畑区浅生二丁目1番及び2番並びに新池一丁目1番	北九州市戸畑区浅生二丁目1番及び2番並びに新池一丁目1番の一部

2 供用開始の期日

令和5年3月31日

なお、供用開始に係る区域を示す図面を、北九州市建設局公園緑地部公園管理課においてこの公告の日から2週間一般の縦覧に供する。

北九州市公告第188号

都市公園の名称を変更するので、次のとおり公告する。

令和5年3月31日

北九州市長 武内和久

1 名称を変更する都市公園の名称、位置及び区域

公園番号	新旧の別	名称	位置	区域
4159	新	北九州市立志井桜ヶ丘公園	北九州市小倉南区志井三丁目13番	北九州市小倉南区志井三丁目13番の一部
	旧	北九州市立德力南公園		

2 変更の期日

令和5年3月31日

北九州市会計管理者訓令第1号

庁中一般

北九州市会計管理者事務の専決等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月31日

北九州市会計管理者 山本 浩 二

北九州市会計管理者事務の専決等に関する規程の一部を改正する
訓令

北九州市会計管理者事務の専決等に関する規程（平成19年北九州市会計管理者訓令第1号）の一部を次のように改正する。

「会計室審査指導担当主幹」を「会計室審査指導担当課長」に改める。

付 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

北九州市訓令第2号

庁中一般

北九州市副市長以下専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月31日

北九州市長 武内和久

北九州市副市長以下専決規程の一部を改正する訓令

北九州市副市長以下専決規程（昭和43年北九州市訓令第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「安全管理担当参事」を「安全管理担当部長」に、「市民センター整備担当課長」を「市民センター担当課長」に改める。

別表第1の部長の欄中「安全管理担当参事」を「安全管理担当部長」に改め、「秘書室次長」を「秘書室次長」に、「市民センター整備担当課長」を「市民センター担当課長」に、「特別支援教育相談センター所長」を「特別支援教育相談センター室長」に、「市民センター整備担当課長」を「市民センター担当課長」に、「特別支援教育相談センター所長」を「特別支援教育相談センター室長」に改める。

別表第2の3の表第4号中「総務局職員研修所」を「総務局人事部人事課」に改める。

別表第3の5の表中

「安全管理担当参事」を「安全管理担当部長」に

改め、別表第3の10の表の局長の項第31号中「第12条の5」を「第12条の4」に改め、同項第38号中「第12条第4項」を「第12条第5項」に改め、同表の環境監視課長の項第8号中「第12条の6」を「第12条の5第1項」に改め、同項第9号中「第3条第5項」を「第3条第6項」に改める。

別表第3の15の表の予防部長の項中第100号を第133号とし、第91号から第99号までを33号ずつ繰り下げ、第90号の次に次の33号を加える。

- (91) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「液石法」という。）第3条第1項の登録
- (92) 液石法第3条の2第3項の謄本の交付又は閲覧
- (93) 液石法第4条第1項に規定する登録の拒否
- (94) 液石法第13条第2項の規定による命令

- (9 5) 液石法第 1 4 条第 2 項の規定による命令
- (9 6) 液石法第 1 6 条第 3 項の規定による命令
- (9 7) 液石法第 1 6 条の 2 第 2 項の規定による命令
- (9 8) 液石法第 2 2 条の規定による命令
- (9 9) 液石法第 2 5 条の規定による取消し
- (1 0 0) 液石法第 2 6 条の規定による取消し又は命令
- (1 0 1) 液石法第 2 6 条の 2 に規定する登録の消除
- (1 0 2) 液石法第 2 9 条第 1 項の認定
- (1 0 3) 液石法第 3 2 条第 1 項の更新
- (1 0 4) 液石法第 3 3 条第 1 項の認可
- (1 0 5) 液石法第 3 4 条第 3 項の規定による命令
- (1 0 6) 液石法第 3 5 条第 1 項の認可
- (1 0 7) 液石法第 3 5 条第 3 項の規定による命令
- (1 0 8) 液石法第 3 5 条の 2 の規定による命令
- (1 0 9) 液石法第 3 5 条の 3 の規定による取消し
- (1 1 0) 液石法第 3 5 条の 5 の規定による命令
- (1 1 1) 液石法第 3 5 条の 6 第 1 項の認定
- (1 1 2) 液石法第 3 5 条の 1 0 第 1 項及び第 2 項の規定による取消し
- (1 1 3) 液石法第 3 6 条第 1 項の許可
- (1 1 4) 液石法第 3 7 条の 2 第 1 項（液石法第 3 7 条の 4 第 3 項において準用する場合を含む。）に規定する変更の許可
- (1 1 5) 液石法第 3 7 条の 3 第 1 項（液石法第 3 7 条の 4 第 4 項において準用する場合を含む。）の完成検査
- (1 1 6) 液石法第 3 7 条の 4 第 1 項の許可
- (1 1 7) 液石法第 3 7 条の 5 第 3 項の規定による命令
- (1 1 8) 液石法第 3 7 条の 6 第 1 項本文の保安検査
- (1 1 9) 液石法第 3 7 条の 7 第 1 項の規定による取消し又は命令
- (1 2 0) 液石法第 8 2 条第 1 項及び第 2 項に規定する報告の徴収
- (1 2 1) 液石法第 8 3 条第 1 項から第 4 項までに規定する立入検査
- (1 2 2) 液石法第 8 3 条の 2 第 1 項の規定による命令
- (1 2 3) 液石法第 8 8 条第 3 項の規定による公示

別表第 3 の 1 5 の表の規制課長の項中第 2 0 号を第 2 1 号とし、第 1 9 号を第 2 0 号とし、第 1 8 号を第 1 9 号とし、第 1 7 号の次に次の 1 号を加える。

- (1 8) 液石法第 8 7 条第 1 項の規定による通報

付 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。ただし、別表第3の10の表の局長の項第31号及び第38号並びに同表の環境監視課長の項第8号及び第9号の改正規定は、同年3月31日から施行する。

北九州市上下水道局管理規程第2号

北九州市上下水道局の組織及び事務分掌規程及び北九州市上下水道局公有財産管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月31日

北九州市上下水道局長 兼 尾 明 利

北九州市上下水道局の組織及び事務分掌規程及び北九州市上下水道局公有財産管理規程の一部を改正する規程

(北九州市上下水道局の組織及び事務分掌規程の一部改正)

第1条 北九州市上下水道局の組織及び事務分掌規程(平成11年北九州市水道局管理規程第6号)の一部を次のように改正する。

第2条 広域・海外事業部広域事業課資産活用係の項第1号中「課」を「部、課」に改め、同条広域・海外事業部海外事業課海外事業係の項第1号中「部、」を削り、同条水道部計画課管理係の項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 量水器の購入及び廃棄に関すること。

第2条 水道部配水管理課給水係の項第5号を削る。

(北九州市上下水道局公有財産管理規程の一部改正)

第2条 北九州市上下水道局公有財産管理規程(昭和55年北九州市水道局管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第4条 第1項ただし書中「総務経営部長」を「広域・海外事業部長」に改める。

付 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

北九州市上下水道局公告第73号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年北九州市水道局管理規程第6号）第2条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替える北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和5年3月31日

北九州市上下水道局長 兼 尾 明 利

1 調達内容

(1) 特定役務の名称及び数量

日明浄化センター他32施設電力供給 一式

(2) 履行の内容等 仕様書で定めるとおり

(3) 履行期間 令和5年7月1日から同年12月31日まで

(4) 履行場所 北九州市小倉北区西港町96番地の3

日明浄化センター

北九州市門司区松原三丁目6番1号

新町浄化センター

北九州市門司区片上海岸7番2号

片上ポンプ場

北九州市門司区東港町2番24号

門司港ポンプ場

北九州市門司区田野浦海岸8番14号

大久保ポンプ場

北九州市門司区白野江四丁目16番3号

白野江第2ポンプ場

北九州市門司区白野江一丁目9番7号

白野江ポンプ場

北九州市門司区吉志一丁目29番1号

吉志ポンプ場

北九州市小倉北区東港一丁目1番18号

港町ポンプ場

北九州市小倉北区浅野三丁目7番20号

浅野町ポンプ場

北九州市小倉北区大手町7番10号

大手町ポンプ場

北九州市小倉北区三萩野三丁目1番1号

神嶽ポンプ場

北九州市小倉北区篠崎一丁目4番1号

南小倉ポンプ場

北九州市小倉南区富士見三丁目4番2号

城野ポンプ場

北九州市小倉南区中吉田二丁目10番1号

曾根浄化センター

北九州市小倉南区曾根新田北四丁目2番7号

曾根新田北ポンプ場

北九州市小倉南区津田新町一丁目1番1号

竹馬川第2ポンプ場

北九州市小倉南区沼南町二丁目14番1号

竹馬川第4ポンプ場

北九州市小倉南区大字曾根3326番地の22

竹馬川第5ポンプ場

北九州市若松区大字安瀬64番地の15

北湊浄化センター

北九州市若松区本町二丁目17番16号

中川通ポンプ場

北九州市若松区古前一丁目6番5号

藤ノ木ポンプ場

北九州市若松区南二島二丁目22番25号

奥洞海ポンプ場

北九州市若松区大字払川73番地の5

払川ポンプ場

北九州市若松区高須東三丁目1番13号

高須ポンプ場

北九州市八幡西区大字藤田2292番地の5

藤田ポンプ場

北九州市八幡西区則松四丁目1番1号

則松ポンプ場

北九州市八幡西区大字楠橋 3 9 2 8 番地
楠橋ポンプ場
北九州市八幡西区中須一丁目 2 番 4 1 号
折尾ポンプ場
北九州市八幡西区洞北町 2 番 1 号
本城ポンプ場
北九州市八幡西区御開二丁目 5 番 3 0 号
東中島ポンプ場
北九州市八幡西区八枝一丁目 1 番 1 号
金山川ポンプ場
北九州市戸畑区川代二丁目 1 番
戸畑ポンプ場

(5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札価格の算定について、燃料費調整額、離島ユニバーサルサービス調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は、考慮しないこととする。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市上下水道局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成 7 年北九州市水道局管理規程第 2 号）第 2 条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成 7 年北九州市規則第 11 号）第 6 条第 1 項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。
- (3) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条の 2 の規定により小売電気事業者としての登録を受けている者又は同法第 2 条の 3 の規定により小売電気事業者登録の申請を行っている者であること。
- (4) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和5年4月21日までに競争入札参加資格申請を行わなければならない。

4 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所及び期間

ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号

北九州市上下水道局下水道部施設課

イ 期間 この公告の日から令和5年5月26日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 北九州市上下水道局ホームページ入札・契約情報（http://www.city.kitakyushu.lg.jp/suidou/menu02_001.html）において無償で交付する。

(3) 入札説明会 入札説明会は、行わないものとする。

(4) 競争参加の申出書の提出

ア 郵送による場合の競争参加申出書の提出期限 第1号アの場所に書留郵便により、令和5年4月21日午後5時までに必着のこと。

イ 持参による場合の競争参加申出書の提出期限 第1号アの場所にこの公告の日から令和5年4月21日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分までに提出のこと。

(5) 郵送による場合の入札書の受領期限 第1号アの場所に書留郵便により、令和5年5月25日午後5時までに必着のこと。

(6) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号

小倉北区役所庁舎西棟地下2階第一入札室

イ 日時 令和5年5月26日午前10時

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、北九州市上下水

道局契約規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第25号。以下「契約規程」という。）において準用する契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規程において準用する契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規程において準用する契約規則第12条各号いずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規程において準用する契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) この公告に係る契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を変更し、又は解除することができるものとする。

(7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市上下水道局下水道部施設課

〒803-8510 北九州市小倉北区大手町1番1号

電話 093-582-2485

6 Summary

(1) The contract item up for tender :

Power supply to Hiagari Treatment Plant and 32 other facilities

(2) Deadline of Tender(by hand)

10:00a.m., May 26, 2023

(3) Deadline of Tender(by mail)

5:00p.m., May 25, 2023

(4) For further information, please contact:

Facilities Construction Division,

Sewer System Department, Water and Sewer Bureau,
City of Kitakyushu

北九州市上下水道局公告第74号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年北九州市水道局管理規程第6号）第2条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和5年3月31日

北九州市上下水道局長 兼 尾 明 利

- 1 特定役務の名称及び数量
日明浄化センター汚泥搬出業務委託 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市上下水道局下水道部施設課
北九州市小倉北区大手町1番1号
- 3 落札者を決定した日
令和5年2月24日
- 4 落札者の名称及び住所
株式会社環境システム
北九州市小倉北区東港一丁目6番1号
- 5 落札金額
4,999万7,200円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
令和5年1月13日
- 8 落札方式
最低価格による。

北九州市交通局管理規程第3号

北九州市交通局事務分掌規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月31日

北九州市交通局長 福本 啓二

北九州市交通局事務分掌規程の一部を改正する規程

北九州市交通局事務分掌規程（昭和38年北九州市交通局管理規程第35号）の一部を次のように改正する。

第2条総務経営課の項中「営業企画係」を削る。

第3条総務経営課経理係の項中第14号を第21号とし、第13号の次に次の7号を加える。

- (14) 事業経営の企画、調査及び研究に関すること。
- (15) 事業に関する許可、認可等の申請に関すること。
- (16) 乗合運送事業に関すること。
- (17) 広告事業に関すること。
- (18) 事業の統計及び業務報告（貸切営業係の所管に属するものを除く。）に関すること。
- (19) 事業経営計画の策定に関すること。
- (20) 事業経営計画に係る要望事項の処理に関すること。

第3条総務経営課営業企画係の項を削る。

付 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。